

# 農業生産増大および所得源創出に おける契約栽培制度の可能性

平成 12 年 3 月

国際協力事業団  
国際協力総合研修所

総研
J R
99-75

本報告書は、平成 11 年度国際協力事業団客員研究員に委嘱した  
研究の成果を取りまとめたものです。

なお、本報告書に示されている様々な見解・提言等は、当事業団  
の意見を代表するものではないことをお断りします。

# 目 次

要約 .....	1
1. はじめに .....	4
2. サブ・サハラ・アフリカにおける契約栽培と先行研究 .....	5
2 - 1 制度評価論 .....	5
2 - 2 社会変容論 .....	8
2 - 3 本研究の課題と分析視点 .....	10
3. ケニアにおける農業構造と紅茶産業 .....	12
3 - 1 ケニアの農業部門 .....	12
3 - 2 ケニアの紅茶産業 .....	14
3 - 2 - 1 国内経済におけるケニア紅茶産業の重要性 .....	14
3 - 2 - 2 紅茶産業の構造 .....	15
4. ケニア紅茶開発公社：契約関係と小農生産組織 .....	22
4 - 1 契約関係 .....	22
4 - 2 事業組織 .....	23
4 - 2 - 1 茶葉生産と品質管理 .....	23
4 - 2 - 2 KTDA の集荷体制 .....	25
4 - 2 - 3 加工部面 .....	26
4 - 3 事業運営への生産者の参加 .....	27
4 - 3 - 1 茶委員会 .....	27
4 - 3 - 2 製茶工場取締役会を通じた参加制度とその問題点 .....	28
4 - 3 - 3 生産者による組織的抵抗 .....	31
4 - 4 KTDA 民営化 .....	32
4 - 4 - 1 所有・支配・管理 .....	32
4 - 4 - 2 小農部門保護の新たな枠組み .....	34
5. 小農世帯経済における紅茶生産 .....	35
5 - 1 調査手法と調査地の概況 .....	35
5 - 1 - 1 調査手法 .....	35
5 - 1 - 2 概況 ニエリ県 .....	36
5 - 1 - 3 調査地域(マジラ郡ラガティ地域)の社会経済 .....	37
5 - 2 茶生産における土地利用 .....	42
5 - 2 - 1 茶生産以前の土地利用 .....	42
5 - 2 - 2 茶園規模の分布 .....	43
5 - 3 茶生産における労働投入と所得 .....	44
5 - 4 その他の経済活動と投資・支出 .....	47
6. 結論：契約栽培制度の可能性と限界 .....	55

## 要 約

本研究は、ケニアの中央高地地帯で1950年代初頭に開始され、以後30年余の間に急速に拡大した小農民による紅茶生産事業「ケニア紅茶開発公社(Kenya Tea Development Authority: KTDA)」を事例とする契約栽培事業についての研究である。アフリカ人向けの最初の製茶工場が建設されたニエリ県ラガティ地域で行った現地調査の結果に基づき、農村開発における契約栽培制度の可能性と限界が明らかにされる。

契約栽培制度とは、農業生産者と農産物の加工・販売業者とが、取引対象となる特定作物について書面や口頭など何らかの形で契約を結び、契約諸規定に基づく生産・販売、支払いを行うという固有の流通関係を基礎にした産業組織のことである。農業生産者の契約義務は業者に対して需要に応じた作物の安定的供給とその調整弁を保証し、他方で業者の契約義務は農業生産者に対して安定した市場と所得源を保証する。筆者は、制度運用の環境如何によっては、多くの農村住民に種々のアクセスを制度的に保証すると同時に、開始から運営の全過程において地域農民が主体性を持って関与しうる事業組織の制度枠組みとして、契約栽培制度が一定程度の可能性を持ちうるものとする。したがって本研究では、サブ・サハラ・アフリカ諸国における農村開発に契約栽培制度が具体的にどのような可能性を持ち、また制約となる要因はどこにあるのかをKTDAの事例に基づき考察する。

2.では、サブ・サハラ・アフリカ諸国における契約栽培事業の先行研究を概観したうえで、実証分析において立脚すべき視点を確立する。ここでは、契約栽培制度の市場統合効果を強調するあまり、諸議論が歴史的視点を欠いたまま、対象農村社会とその成員を、契約栽培を通じた開発の受益者としてのみみなしている点が批判される。また、制度評価型の議論とは対照的に、契約栽培事業の導入を社会変容の一契機とみなす学派では、農民層分解の状況に着目してアフリカ農村における資本主義発展を論じる議論は往々にして理論還元主義に陥りがちである点、また生産者世帯内のジェンダーに着目する議論は契約栽培制度そのものに考察を及ぼさず、個別事例研究にとどまりがちである点が指摘される。とりわけ前者の議論の中で、当該社会の外国資本への従属を強調するものは、小規模生産者を契約栽培を通じて資本に搾取される客体とみなし、農業生産主体としての小農民に視点が向けられてこなかった点で、制度評価論と共通することが批判される。これらの先行議論の概観から、あくまでも契約栽培事業における小規模生産者の主体性に視点を置き、彼らが制度環境やその利用にどのように対応してきたかを実態に即して把握することが、本研究の実証分析における課題として設定される。

3.では、ケニアの農業構造を概観するとともに、紅茶産業の構造とそその変化について考察する。農業部門が、GDPや就業人口などの諸点でケニア経済に重要な位置を占め、そこではとりわけ小農部門が重要であるように、紅茶産業部門にも同様の状況が、ケニアの農業構造の縮図のようにつくられている。紅茶部門では、かつてケニアの農業構造を典型的に例証していた成り立ちが独立後に大きく変容し、その結果として同部門は今日のケニア経済においてのみならず、世界の紅茶貿易においても重要な位置を占めるまでに成長している。こうした事実から、その紅茶部門の構造変容に貢献してきた小農部門紅茶事業について、事業組織が事業主体 - 生産者間のどのような関係からなっていたのかという組織面と、事業に参加する小規模農家の世帯経済の側面が、明らかにすべき問題領域として

指摘される。

4.では、組織面について、小農部門紅茶事業における契約栽培制度の利用と変化の実態を考察する。ここでは、資本と技術力を持たない小農部門に茶産業を形成する試みにおいては、政府がそれぞれを外資系茶業者や国際金融機関から調達し、小農生産に充当・伝播する点で重要な役割を果たしていたことが明らかにされ、また、KTDA事業に固有の制度として当初から確立されていた生産者による加工設備の所有と事業運営への参加の制度が、初期には重要な機能を果たしつつも、事業規模の拡大とともに限界に達し、生産者による自発的な組織化という対抗作用を招いたことについての考察が行われる。この生産者の組織的抵抗とそれへのKTDAの対応という動態の中で進められる事業組織の再編・民営化の過程で形成される新たな生産者参加と小農部門保護の制度がどのように変化したかを概観したうえで、民営化後の小農部門紅茶事業が展望される。

5.では、4.でみたような組織のもとで展開してきた小農部門紅茶事業が、生産者の世帯レベルから見てどのように維持されてきたのか、ということについて、世帯経済の諸側面が現地調査の結果に基づき分析される。ここでは、多くの小規模生産者世帯において、茶生産所得が日々の生活の必要に必ずしも足るものではなく、そうした困難な状況が近年になるほど深刻になっていること、そうした背景もあって生産者組合による抵抗運動が高まっていることが明らかにされる。

6.では、以上の分析と考察から要約される結論を本研究の結びとして指摘するが、それらは以下の四点にまとめられる。

第一に、小農部門における紅茶生産の躍進と、その結果としての紅茶産業における小農部門の優位の確立、また有数の茶産国としてのケニアの地位の確立は、契約栽培制度にもとづくKTDA事業に固有の産業組織によって支えられ実現されてきたのであり、そこではとりわけ、国家資本としてのKTDAを通じて果たされた政府の役割が重要であった、ということである。

この点から導かれる契約栽培制度の可能性としては、作物やそれが生育する一定の自然条件に適合的であり、なおかつ生産者が主体的に参加できるような制度環境が整備されるなら、契約栽培制度は農業生産者という主体を育成し、生産者が主導する農村事業を育成するための制度枠組みとして有効たりうる、ということが指摘できよう。これが本研究の第二の論点である。契約栽培制度は、事業開始の初期には信用供与や技術指導によって小農生産の資本への包摂を媒介するが、国家のしかるべき役割によって生産者による取り組みをサポートする体制が整えられさえすれば、アグリビジネス主導の統合ではなく、農業生産者が主導する下からの統合を実現する土台を形成しうるのである。

第三点目として、こうした契約栽培事業が長期的に持続可能なものであるためには、生産者による自発的な組織化が当初から認められ、事業運営に中心的・有機的にかかわることが重要であることが指摘される。初期には政府の主導や保護下で開始される契約栽培事業を、長期的には生産者の主導する事業として育成し発展させていくことを念頭に置けば、事業組織とは独立の自治組織・監視機構として、また事業運営への参加の場、内発性の発現機会として、生産者による組合運動をみとめ、その自発性・自立性を尊重することが必須なのである。

最後に、このような試みを持続可能なものとするうえでの制約要因が、今日の世界経済における分業構造、ひいては農業生産に不利な交易条件にあることが指摘される。契約栽培制度それ自体には、上述のような可能性が潜在するにもかかわらず、現代の国際貿易環境において利益配分は農業生産者

に不利であり、たとえ小農生産者を中心主体とする農村事業が興っても、それが国家の統制や保護なしに国際競争の中で生き残っていくことは極めて難しい。こうした制約ゆえに、契約栽培事業の基盤確立期には政府の果たす役割が一層重要となってくるのであるが、政府の中央集権的な管理・保護の体制は、しばしば生産者の自発性・自立性を削ぐというジレンマをも生み出すことになっている。

## 1. はじめに

本研究は、ケニアの中央から南西部にかけての高地地帯で展開する小規模生産者による紅茶の契約栽培事業を事例対象とし、多数の小農民が主体的に関与しうる事業組織の制度枠組みとして、契約栽培制度がどのような可能性また限界を持つかについて教訓を得ようとするものである。

筆者が考察の対象としている契約農業ないし契約栽培 (contract farming) なる制度は、農業生産者と農産物の加工・販売業者とが、取引対象となる特定作物について書面や口頭など何らかの形で契約を結び、契約諸規定に基づく生産・販売、支払いを行うという固有の流通関係を基礎にした産業組織のことである。農業生産者が生産過程でまもるべき契約義務は、業者に対して需要に応じた農畜産物の安定的供給とその調整弁を保障し、他方で業者の契約義務は農業生産者に対して安定した市場と所得源を保障する。

工業化の進展と密接に関連する契約栽培制度の形成と進展は、20世紀初期以降の先進工業諸国において急速に発展したとされている<sup>1</sup>。工業化の進展とともに、農産物が繊維産業や化学工業、また食品産業 (食品加工業や外食産業) などの原材料となる比率が高まるにつれ、農業生産段階と農外諸産業の生産段階との間には、川下の需要に見合う特定品種、特定品質の原料を大量かつ安定的に供給する必要が生じた。契約栽培制度は、農業生産とその前後の諸段階との間で生産・流通上の諸調整 (垂直的調整) を行うという、農業関連産業の要求から主に形成された制度なのである。筆者は、制度運用の環境如何によっては、多くの農村住民に種々のアクセスを制度的に保証すると同時に、開始から運営の全過程において地域農民が主体性を持って関与しうる事業組織の制度枠組みとして、契約栽培制度が一定程度の可能性を持ちうるものと考えており、ケニアの紅茶産業における契約栽培事業の例は、我々が教訓を得ることのできる問題領域を提示していると考えらる。

以下では、この契約栽培制度の可能性と問題点を明らかにすることを目的とし、2.においてサブ・サハラ・アフリカ諸国における契約栽培事業の先行研究を概観したうえで、実証分析において立脚すべき視点を確立する。3.では、ケニアの農業構造を概観するとともに、紅茶産業の構造とその変化について考察する。かつてケニアの農業構造を典型的に例証していた紅茶部門の成り立ちは独立後に大きく変容し、その結果として同部門は今日のケニア経済において重要な位置を占めるまでに成長している。こうした事実から、その紅茶部門の構造変容に貢献してきた小農部門紅茶事業について、事業組織が事業主体 - 生産者間のどのような関係からなっていたのかという組織面と、事業に参加する小規模農家の世帯経済の側面が、明らかにすべき問題領域として指摘される。4.では前者の組織面について、小農部門紅茶事業における契約栽培制度の利用と変化の実態を考察し、5.では小農生産者の世帯レベルでの茶生産の実態を明らかにする。6.において以上の分析と考察から要約される結論を指摘し、本研究の結びとする。

---

<sup>1</sup> Watts, M. J. (1994) pp.29-34.

## 2. サブ・サハラ・アフリカにおける契約栽培と先行研究

20世紀初頭から戦後の高度成長期には欧米諸国や日本で急激に拡大した契約栽培事業が、過去30余年の間にはサブ・サハラ・アフリカ諸国においても増大する傾向がみられてきた。ワッツは、サブ・サハラ・アフリカの少なくとも56ヵ国において66以上の契約栽培事業が存在し、16種類の作物が契約下で生産されていることを指摘し、事業形態や参加生産者数などの点で分類を試みている。これによれば、契約農業の事業形態には、契約業者が所有・経営する中核農場と加工設備の周辺で小農民が外部生産者として契約作物を生産する場合や、中核農場はなく、加工業者の周辺で外部生産者によってのみ生産が行われる場合のほか、外部生産者が流通・販売のみを行う業者と契約を結ぶ場合の、大きく三つがある。事業主体の性格の面でも、民間業者、国営事業、両者による合弁事業などの違いがあって、その業者から契約生産者に対するサービスとして信用、技術指導、投入財の供与があるかどうかや、その形態も様々である<sup>2</sup>。

このような多様な形態を持つ契約農業が多くのサブ・サハラ・アフリカ諸国で導入されている背景では、多数の小規模生産者を当制度を通じて市場に統合することによって、彼らの生産による国民経済への貢献と同時に、小規模農民への所得源の創出を実現するという、農業を基幹産業とする国々の政府による農村開発政策が深く関係していた。独立を境にアフリカ人農業の商業化が進められる過程では、市場や技術へのアクセスを持たない底辺層小農民の生産を組織する手段として、しばしば契約栽培にもとづく農村開発事業が開発の遅れた地域に導入されていたのである。

こうした傾向に伴い、契約栽培事業を対象とする研究の数も1970年代に徐々に増え始め、1980年代後半から1990年代前半には、それまでの個別の事例研究の成果にもとづきながら契約栽培事業の開発効果や影響について一般化・普遍化させようとする研究が増え始めた。アフリカ諸国における契約栽培制度について論じた既存研究は、分析目的、また分析対象によって制度評価型の議論と、当該地域に生じる社会変容についての議論とに大別できる。

### 2 - 1 制度評価論

前者は、契約栽培制度をアフリカの停滞した農業生産を活性化させ、効率的な農村開発を実現する有効な制度的枠組みとして捉えたうえで、それを論証しようとするものである。したがって、考察対象は制度そのものであり、契約栽培事業の成功・失敗両例を広く検討して有用性を証明したり、今後の制度運用、事業推進における教訓を得る、という作業が中心となっている。「制度評価論」の代表例としては、S.ウィリアムスおよびR.カレンによる1985年論文と、B.グロッシュが1992年および1994年に著した論文が挙げられよう。両者とも、分析は新古典派経済学の理論に立脚しており、前者は、「経済発展と社会的進歩をもたらす最もダイナミックな機構としての営利企業」に開発途上国の農民をリンクさせる点で契約栽培制度が有益であることを、そして後者は、市場機構が未発達の農業部門に

<sup>2</sup> *ibid.*, p.44.



おける財の取引が契約栽培制度の利用によって効率的に行うことを論証するのである<sup>3</sup>。

「アグリビジネスと小農民：発展のためのダイナミック・パートナーシップ」というタイトルに示されるとおり、ウィリアムスとカレンは、アフリカ諸国をはじめ数々の開発途上国農村において「伝統的で剥奪された農村の人々を近代化の過程に導く」ことに成功してきたアグリビジネスが、「部分的にであれ開発援助に関する政府政策を実行していくうえで最も理想的な制度枠組みであった」とみなす。そのうえで、企業と契約生産者との間の商品供給システムとして、技術をすばやく移転し、地元住民の幅広い参加を形成する「衛星農業 (satellite farming)」、すなわち契約栽培制度に注目するのである<sup>4</sup>。ウィリアムスらのいう「発展のためのダイナミック・パートナーシップ」とは、この制度を通じて、資本や最先端の生産・管理技術、国際的な開発事業やマーケティングの経験といった資源を持つ先進諸国の民間アグリビジネス資本や、政府・非政府系開発援助機関、そして開発途上国における小農民および関係国政府との間で結ばれる関係のことにほかならない。

著者らは契約栽培制度が技術移転効果を持つことと市場へのアクセス(特定作物についての販売先という狭義の市場とともに、「近代的で『活力ある世界市場』へのアクセス)を小規模生産者に保証することに着目し、さらにアグリビジネス企業にとっては、加工・流通部面への投資を土地問題(にからむ摩擦の可能性)から切り離して行うことができることにこの制度の利点を見る<sup>5</sup>。著者らが同論文で試みているのは、この衛星農業(契約栽培制度)に基づくアグリビジネス事業が農村開発において開発効果を持ってきたことの事例を用いた論証である。そこでは、種々の組織形態ごとの事業例について、教育・技術トレーニングの実態や技術移転状況、事業地域における社会設備・サービスの整備状況、各関与主体への利益などの点から開発効果を検討したうえで、事業、受け入れ国政府、援助国関係機関それぞれに対する政策提言が行われている<sup>6</sup>。

総じて、「衛星農業」すなわち契約栽培制度にもとづくアグリビジネスの活動について、同論文は次のような成果を確証する。すなわち「世界の隅々で活動を広げるアグリビジネス企業」は、どのような文化社会的また政治的背景の地域にも適応し、そこで「小規模生産者や農家、そして彼らが住む伝統的で恵まれない社会の何百万もの人々の暮らしを変化」させる「変化の第一の使徒(primary agent of change)」としての役割を果たしてきたのであり、「様々な文化圏に生きる人々は、それが以前には土地もやせ衰え、人知の利用も停滞していたところであっても、今では高度な生産性を実現するシステムの中に生活している」、というのである。さらにウィリアムスらは、こうした変化の過程では、新しい所得源の導入や所得向上は伝統的な要素との間に様々なストレスや緊張関係、また調整の必要を不可

<sup>3</sup> このほかの制度評価型の研究としてはグローバーらによる以下の研究を参照。彼の研究は、必ずしも新古典派の公理にもとづく分析ではなく、あくまで小農民の利益 (small holders' welfare) を中心に据えて事業成果を多面的に分析する点では、先の諸議論と若干性格を異にするが、契約農業を潜在的可能性の大きい開発手段として捉えて議論を出発させ、制度についての考察を全面展開するとき、基本的に小農民を開発の受益者としてのみ見がちである。この点で彼の研究もグロッシュラ制度評価型論者と共通するのである。

Glover, D. J.( 1983, 1984, 1987, 1989 ). グローバー、クスター( 1992 )

<sup>4</sup> 契約農業については意味の重複する複数の用語が使用されている。グローバーとクスターによれば、「衛星農業 (satellite farming)」とは、そうした用語の中でもより広義のものであり、契約農業のいずれのバリエーションにも当てはまる(グローバー、クスター、p. 15.)。ウィリアムスとカレンも、「衛星農業においては、中核となる加工・販売施設が、原料作物の大部分を契約を結ぶ多くの小規模農民から購買する」と広義の意味で用いている。(Williams( 1985a )p.8.)

<sup>5</sup> *ibid.*, p.8.

<sup>6</sup> Williams, S.( 1985b )

避的に生じさせるが、それらはアグリビジネスが発展し、地元住民や政府に一層の恩恵をもたらすなかで解決されていく、という<sup>7</sup>。

こうしたウィリアムスとカレンの議論と同じく、グロッシュもまた、契約栽培制度の市場統合効果を全面的に論じようとする<sup>8</sup>。グロッシュによると、契約栽培を通じて生産された換金作物の市場販売額の急速な伸びは事業における生産者所得の増大を示しており、そのことは小規模農民のための所得創出事業( income generating projects )としての契約栽培の成功を裏づけているという<sup>9</sup>。

とりわけ、アフリカの農業部門においては資本、労働、土地そして情報( 技術 )の市場が不完全であるため、これを克服するための産業組織として、契約農業が、現物市場やプランテーション型垂直的統合よりも適している、という<sup>10</sup>。1994年の論文でグロッシュは、特にこの点について、契約栽培制度と他の市場制度( 現物市場や垂直統合型プロジェクト )との比較を新制度学派の分析手法を用いて行い、契約栽培制度が総じて、農業部門における「パレート最適型の市場統合( the Pareto-optimal form of market integration )を可能にする」ことを論証するのである<sup>11</sup>。

制度利用のメリットを最大限に引き出そうとする制度評価論の積極的な取り組みの成果は重要であるが、その一方で、これらの議論には次のような問題点が残る。第一に、適用される対象域を時間的にも空間的にも現代のアフリカ諸国ないしは開発途上諸国農村に限定しており、それらの地域が世界経済の中で置かれる不平等な関係や、そうした関係やまた制度そのものが歴史的にどう形成されてきたかということについては言及していない。論者らは、そもそも、貧困などの問題はその地域に限定的な固有の問題として存在するものとみなし、それらの問題は、農村社会が世界経済への枠組みに契約栽培制度を通じて統合されることで自動的に解決されるとの見方を持っている。契約栽培制度を効率的な処方箋として現代の問題に対症療法的に適用することに関心を置くこれらの研究には、制度利用が行われる文脈すなわち世界経済の枠組みへの視点や、またそこに契約栽培制度がいかに形成されてきたのかという歴史的視点が欠落しているのである。

第二の問題点は、アフリカをはじめ開発途上国農村で契約栽培事業にたずさわる小規模農民を、すべからくそうした開発事業に投資するアグリビジネスによる開発、または「近代化」の受益者としてみなしていることである。ウィリアムスらのいう「近代化」という社会変化は、市場への統合による所得創出、および近代技術の導入をつうじた農業生産の進歩などに具現され、また社会変容を担うのは、社会の成員たる小規模生産者ではなくアグリビジネス資本にほかならないとされる。制度の有効性や制度利用の重要性を重視するあまり、開発・発展過程においてこれを運用していく中心主体としての農村住民、小規模生産者の役割が著しく遠ざけられてしまっているのである。

---

<sup>7</sup> Williams, S.( 1985a )pp.1-3.

<sup>8</sup> Grosh, B.( 1992, 1994 )

<sup>9</sup> Grosh, B.( 1992 )p.105.

<sup>10</sup> *ibid.*, p.117.

<sup>11</sup> Grosh( 1994 )p.238.

## 2 - 2 社会変容論

制度評価型の研究とはむしろ逆に、筆者がここで社会変容論として分類する研究は、契約栽培制度の導入・発展を、アフリカ人農村社会に何らかの変容をもたらす一つの契機、ないし外的要因として捉え、その社会変容の実態について経験的に理解・分析するものである。これまでに考察されてきた社会変容の具体的側面としては、農村社会における階層分化と、生産者世帯内部における性分業の主として二つがある。同じ社会変容論でも、それぞれを取り上げる研究のあいだには実態の捉え方、変化の受けとめ方に違いが見られる。

前者は、契約栽培事業が導入された社会における農民層分解の実態について調査し、それをもとにアフリカ農村における資本主義発展の現状について議論する研究である。これに属する研究として以下の二グループの論文を挙げよう。一つは、M.ブックハンセンが中心となり、1970年代後半にケニアで行った二つの契約栽培事業についての実態調査の成果にもとづく一連の論文(1980年、1982年および1983年)である。これらは西部カカメガ県におけるいくつかの中核製糖工場の周辺で、小規模生産者がサトウキビの契約栽培を行うムミアス砂糖会社をはじめとする事業と、本研究でも取り扱う中央高地地帯の公営事業、ケニア紅茶開発公社(KTDA)を事例としている。農民層分解を論じるもう一組の論者は、K.カリーとL.レイである。この二人は、1980年代ケニアにおいてブリティッシュ・アメリカン・タバコ社(British American Tobacco in Kenya : BAT-K)の主導の下で行われているタバコの契約栽培の事例を調べ、この成果にもとづく議論を1986年とその翌年に発表している<sup>12</sup>。

これらの議論が共通して関与しようとするのは、1970年代に行われたケニア資本主義発展論争、ないしは「小農論争(peasantry debate)」である。ケニア資本主義発展論争とは、独立後のケニア社会で、独自の資本主義が發展しているかどうかという点をめぐって、従属論派と自立的發展論派の間で展開された一連の議論のことである。そこにおいて、一方の従属論派は、ケニア社会に出現している土着の資本家は多国籍資本に対して買弁資本家的役割を果たし、ケニアの資本主義發展を外資に対して従属的なものにならしめていると論じ、他方の論者は、現代世界経済において完全に自立的な經濟發展はありえないという立場に立ち、小規模ながらも農村社会に見られる土着の資本蓄積に着目したうえで、ここに自立的な資本主義發展の萌芽を認めようとした。このように、農村社会に視点を置き、農民層分解の実態や小農民の階級的性格を資本主義發展、資本制生部門との関連で論じる議論は、東アフリカ農村社会における小農の存在形態についての一連の議論からなる小農論争に含まれる<sup>13</sup>。

ブックハンセンは、契約栽培制度に基づく農村開発事業において、直接的な成果としてどれだけの所得増大や農業生産増大などの成果が見られたかといった点のほかに、中・長期的には社会にどのような分化が生じているかを考察し、とりわけ資本の本源的蓄積過程として、一方に土地を手放しプロレタリア化する小農、他方でそれらの土地を集積する資本家的農民が現れる二極分化の可能性に関心

<sup>12</sup> Buch-Hansen M.(1980).  
Buch-Hansen M. and Marcussen H. S.(1982), Buch-Hansen M. and Kieler J.(1983), Curry K. and Ray L.(1986, 1987).  
このほかの社会変容論型の研究としては以下を参照。  
Mulaa J.(1981), Barclay A. H.(1977).

注<sup>13</sup> 資本主義發展論争の諸議論を整理したものととして、大倉(1995)を参照。  
東アフリカ小農論争に含まれる議論として、Cliff, Bernstein, Hyden, Leys, Williamsなどがあるほか、Anyang' Nyong'o, Njonjo, Ng'angaなどは、一連の論争をとくにケニアの状況に即して分析・再検討することを試みている。

を注いだ。

ブックハンセンは、従来の論争の中で中心的な位置を占めていた従属論派、なかんずくそれがもつづく従属理論そのものに批判を向け、契約栽培事業下の農村では、次のような変化の動態が生じていることが確認できるとする<sup>14</sup>。すなわち、契約栽培事業を通じてもたらされた農業生産力の発展が当該農村社会内に生産者間の二極分化と資本主義的生産関係の発展を伴って進行している、というのである。つまりブックハンセンは、国内資本家階級の萌芽的存在として、契約栽培事業の影響下にある農村社会内で資本蓄積の論理を身につけた農民層が現れていることをもっとも重視するのである<sup>15</sup>。

ブックハンセンが、契約栽培制度そのものよりも、これを一大契機として事業下に生じる農民層分解に着目し、そのなかに国内資本家階級の出現を認める点で、この議論は、先にあげた過去の論争でいえば「自立的な資本主義発展」がケニア農村に生じているとする論派に与している。一方でカーリーとレイは、契約下の生産者とアグリビジネスとの関係に着目したうえで、契約下の小土地所有者は資本に包摂され従属していると論じており、この点で過去の諸論争でいえば従属論派に与するものとなっている<sup>16</sup>。カーリーとレイによれば、契約栽培制度は、アグリビジネスが伝統的家族制生産構造を維持しつつその生産過程に効果的に支配を及ぼすための手段であり、そのような制度のもとでは、交渉機会を持たない契約生産者の生産手段の所有、それに対する支配は名目的となるばかりか、契約作物に対する支払形態が、資本による余剰の搾取を隠蔽するものとなる。そして彼らは、生産者が独自の利害を代表できる政治的組織を持たない限り、契約下の生産者がアグリビジネスに対して従属的な状況を打ち破ることは不可能であると結論づけるのである<sup>17</sup>。

以上二組の議論に見受けられるのは、論者らが小農の存在形態に着目し、そこから農村社会のありようを析出しようとするときに、その分析ないし判断を、階級関係とそれについての古典的な経済理論に引き寄せ還元させながら行っている傾向である。この還元主義の傾向はさらに小農民を個別の主体性を持たない、あるいはせいぜい階層ごとにまとまった個性を持つ集合体とみなす傾向に論者を導く。小農民の存在が、論者の視野の中で中心的な位置を占めて考察対象となっはいるが、それは階級関係、階層分化を浮き彫りにする集合的存在としてしかみなされていない。小規模生産者について、変化を主体的に担ってきた存在としてみなさず、生産者がそれぞれに事業にどのように対応してきたかを考察しない点では、これらの議論も制度評価型の議論に通じているのである。

資本主義発展論にみられる上述のような問題を、少なくとも部分的に克服しているのは、ジェンダーの視点から契約栽培制度の導入に伴う小農世帯労働の再編について分析を試みた研究である。これには、D. ビュローとA. ソレンソンによるKTDAの契約栽培事業分析、J. カーニーによるガンビアでの契約栽培に基づく稲作灌漑事業研究などがある<sup>18</sup>。

両研究に共通して指摘されているのは、契約栽培制度にもつづく商品作物生産が世帯内に導入され

注<sup>14</sup> Buch-Hansen M. and Marcussen H. S.( 1982 )pp.34-35.

注<sup>15</sup> Buch-Hansen M. and Kieler J.( 1983 )pp.15-16. また彼はそこで、こうした国内民族資本の形成と蓄積に向ける方向で、契約関係を形成する主体間関係を調整する国家の役割が重要である、とも指摘する。Buch-Hansen M. and Marcussen H. S.( 1982 )p.18.

注<sup>16</sup> Curry K. and Ray L.( 1986 )p.445.

注<sup>17</sup> Curry K. and Ray L.( 1987 )p.95.

注<sup>18</sup> Bulow V. D. and Sorensen A.( 1988 ).

たことにより、契約農家による雇用創出を通じて農村住民の賃労働化が促進され、とりわけ女性労働もプロレタリアート化しつつあるということ、世帯内で男性世帯主が商品作物生産部面でも女性労働を利用しようとするのが、逆に女性の男性に対する交渉力を増大させていることである。

ガンビアのプロジェクトでは、契約作物となっているのが従来から自給用作物として生産されてきた米であるため、それが商品として生産されるようになったことで、稲作労働に従事してきた女性が労働に対して対価を要求する交渉力を持つようになり、プロレタリアート化と同時に女性の労働負担の軽減も見られることが報告されている。しかしケニアの紅茶事業では、純粹に販売向け商品作物である茶が各世帯に導入されることで、女性の労働力負担が全般的に増大する傾向のみられたことが、茶生産世帯でも非生産者世帯でも確認されている。

このようにジェンダーに視点を置く研究は、契約栽培事業下での変容のダイナミズムを、できるかぎり実態に即し、当事者の視点からとらえることにある程度まで成功しているといえよう。ただし、資本主義的階層分化論もジェンダー論も、(ラリーとレイのものをのぞき)契約栽培制度そのものは考察の対象とせず、変容の契機としてのみみなす傾向が共通の特徴としてある。契約栽培制度と社会変容の実態とのあいだにどのような一般的な関連性がみられるかの考察が行われてこなかったのはこのためである。

## 2 - 3 本研究の課題と分析視点

以上のような契約農業をめぐる先行研究の批判的分析をふまえたとき、アフリカ諸国における契約農業を研究するうえで課題とするべき問題点としては、次のことを指摘できよう。

過去の研究は、契約栽培事業の中心的参加主体たる小規模農民への視点を大きく欠いてきた。農村社会経済の持続可能な発展というとき、その発展過程を中心で担うべきは生産者にほかならない。しかし、そうした中心的参加主体としての小規模生産者を捉えずに、彼らを開発の受益者や、搾取の客体や資本に対する従属的存在とみなしている限り、農村社会経済における内発的な発展を実現し、それを持続可能なものとするための鍵を見出すことはできないのである。

第二の問題は、考察対象が時間的にも空間的にも限定的であるという点である。経済活動が世界規模化するなかで自律的発展の道を模索せざるをえないアフリカ諸国の農業にとって、契約栽培がどのような可能性を提起するのかについて、世界的文脈をも視野に入れた考察が十分に行われてきたとはいえない。サブ・サハラ・アフリカにおいて、契約栽培を通じた農業生産の統合がしばしば外国のアグリビジネス資本によって担われ、また契約作物の多くが輸出向けに生産されている以上、契約農業進展の役割ないし機能も、国際的文脈の中で分析し把握する必要があるのである。

契約栽培制度は、こうした市場統合効果を持つ反面で、契約業者による契約生産者の労働過程への支配を媒介する側面も持つ。契約栽培制度に着目する研究の多くは、当制度が持つ両面的性格のいずれかに注目して、制度利用に肯定的ないし批判的な議論を展開してきた。そうしたなかで契約生産者は、支配や開発の客体としてしかなされなかった。しかし独立自営の農業生産者としての農村地域住民の参加を促す事業である以上、契約農業についての実証研究は、その中心主体たる生産者の主体性

に視点を置き、事業そのものであれ、影響下の農村社会であれ、彼らの視点や論理に基づき、また彼らが志向する動きに即して理解していく必要がある。

契約生産者が自らの所有地にありながら、契約諸規定を通じて契約業者の厳しい監督下に置かれるという状態については、契約生産者の自立性を維持し、事業運営にも生産者が主体的に関与できる環境が整備される必要があるが、契約栽培事業において生産者に有利となるような制度環境を整備するうえでは、当該国政府の果たす役割が極めて重要な意味を持つてくると思われる。

農業が国家経済の重要な位置を占めるサブ・サハラ・アフリカ諸国において、農業部門での工業化（アグロインダストリーの育成）がますます重視されているが、そうした工業を興す際には資本と技術の調達の問題となるのが常である。こうした場合に政府は、外部から資本と技術を調達し、これを小規模生産者の生産とリンクさせることにおいて、この契約栽培制度を用いることができる。政府には、初期には契約業者との関係において従属的となりがちな小農生産者の地位について、事業運営の後背で制度環境を整備し関係を調整することを通じて、漸次的に生産者の自立性を高めていくという役割を果たすことが求められるだろう。

実際、アフリカ諸国の契約農業においては、現地国政府が直接の事業運営や資本参加などを通じて種々の制度環境をつくり、事業内で契約関係にある資本と生産者間の力関係をコントロールしているケースがしばしば見られる。これらの政府の役割、特に民族資本の形成を志向し、それを育成する環境を用意しようとする政府の役割は、事業開始の初期過程には欠くことのできない重要な意味を持っているのである。以下では、ケニアの農業部門とそこにおける紅茶産業の例にもとづき、契約栽培制度の有用性と限界を具体的・実証的に明らかにする。

### 3. ケニアにおける農業構造と紅茶産業

#### 3 - 1 ケニアの農業部門

ケニアでは、1963年の独立達成後、積極的な外資導入政策にもとづく工業化が推し進められ、1972年までの製造工業部門平均成長率が8%を超えるという目覚ましい成長が実現されていたが、オイルショックを契機として同部門の成長は鈍化している。過去20年の国内総生産の産業別構成では、製造業部門が12%から13%台にとどまっている一方で、農業部門は25%から30%を占めている(表3 - 1参照)。農業部門の重要性は、就業人口と輸出額にも現れる。雇用機会創出の点では、1997年における労働人口(小規模農業および遊牧就業者をのぞく、賃労働者・自営業者およびインフォーマルセクター労働人口)470万人のうち、賃金労働者の数は164.7万人であったが、これを産業部門別の分布で見た場合、農林業部門は最も多い30.56万人(約18.6%)を雇用していた<sup>19</sup>。輸出総額でも、「食料・飲料」関連の輸出が1994年には全体の51.5%を、1997年には53.7%を占めている<sup>20</sup>。

入植者によるプランテーション経営を主軸とする植民地経済建設が行われたケニアでは、20世紀初頭に植民地政府によって公布された「王領地条例」によって、自然条件に恵まれた中央部高地地帯がヨーロッパ人入植者向けに独占的に割譲され、いわゆるホワイト・ハイランドがヨーロッパ人入植者専用地として形成された。アフリカ人農民は「ネイティブ・リザーブ原住民指定地」のみで農業生産を行うことを強いられた。独立直前の1960年には総面積が773万エーカー(約313万ha)におよんだヨーロッパ人大農場地域では、1960年代にはアフリカ人による入植が進められたが、アフリカ人の零細農民や土地なし層を対象とする分割入植にあてられたのは全体の2割にとどまり、ほかの4割の地域では大農場を維持する形での入植が任意売買にもとづいて行われたただけであった<sup>21</sup>。

ケニアの政府統計においては、かつてのヨーロッパ人入植地域を大農部門、原住民指定地を小農部門と分類する方式が用いられている。これによれば、前者に含まれる大農場の平均面積は約700haであり、後者をなす小規模農場(Small Farms)の面積はおおむね0.2から12haに及んでいる<sup>22</sup>。しかしながら、わずかながらも大農部門で独立後に実施された分割再入植の結果として、1993年の推定値では大農部門に含まれている農場の半数以上(約51%)は50ha未満の小・中規模農場からなっており<sup>23</sup>、この点では大農部門・小農部門の二分法が必ずしも農業生産における下位区分の現実を反映していないという統計上の制約がみとめられる。グリーンの分類によれば、1970年代後半の時点で面積が50ha以上になる大農場の数は2300あまり、農場数全体の0.4%を占めるにすぎない一方で、面積が20ha未満の小規模農場は170万以上もあり、農場全体に占める割合は97%以上に達していた(グリーンの推計では20ha以上50ha未満の中規模農場は約4万とされている)。また、小規模農場、灌漑計画入植農場、中規模農場を合わせた小農部門は、就業人口の点では全体の約88%を占めていた<sup>24</sup>。

<sup>19</sup> Republic of Kenya(1998)pp.54-55, 59.

<sup>20</sup> *ibid.*, p.109.

<sup>21</sup> 半澤(1993)p.164.

<sup>22</sup> Republic of Kenya(1990)p.92.,(1996)p.119.

<sup>23</sup> *ibid.*(1996)p.128.

<sup>24</sup> Green D. G.(1983)p.337.

表3 - 2には農業部門における市場向け販売額に占める小農部門の割合を示している。ここからは独立後の10年以内に小農部門の比率が倍増し、今日では6割以上を占めるにいたっていることがわかる。

しかしながら、先述のような小農部門農場数・就業人口数が圧倒的優勢を占める状況に鑑みれば、この小農部門の比率には、同部門による市場向け販売が伸び悩み、依然として小農層人口に対しては農業生産・販売の増大を通じて所得を創出する余地のあることが示されている。製造業など農外部門での雇用機会が就業人口増加に追いつかない状況があり、3%以上の年率で増加する人口に対して国内での食料供給が追いつかない状況があることを考えると、ケニア経済の自立的発展には農業部門において自営( self employment )をふくめた雇用および所得源を創出することが現在においても重要課題となっているといえよう。

ところで、小農部門における市場向け販売が拡大の余地を示しているとはいえ、それは小農部門において生産が停滞していることを示すものではない。小農部門で生産された農作物は、小・中規模の中間業者の活動を通じて、あるいは個人々人による販売によって、公式の流通機構を経ずに地元市場で流通している場合が多い。そこでは農産物の多くが集荷体制も未整備なまま、非組織的に流通している傾向が見受けられるのである。

こうした非組織的な農産物流通において生じると考えられる問題は、個人レベルで中間業者に生産物売る生産者が価格交渉力の点で劣性な立場に陥りがちになる、ということである。農産物流通が一部の中間業者によって牛耳られている状況では、小農世帯が農産物販売を通じて所得を増大する傾向は抑制されるだろう。こうした制約を克服する一つ的手段また課題として提起できるのは、生産者が生産段階における技術の導入や品種・品質の特定・維持から流通・支払いにいたるまで主導的な地位を維持することのできる、あるいは少なくともある程度安定した所得を得られることのできるような流通組織を形成したり、またそうした組織を育成できる制度環境を整備することである。

小農生産者が主導的立場に立つ組織的な農産物流通を通じて小農部門における生産・販売を増大する、という課題に鑑みたとき、資本や技術を欠き、それらへアクセスしようにも、まず融資を受けることが困難であるという状態にある小規模農民に対しては、初期的には外部から組織的に信用や投入資材、また技術へのアクセスを供給・保証することがどうしても必要となってくる。そのときに、先にふれたような契約栽培事業を、上記のような課題を実現する制度的手段の一つとして挙げる事ができるのである。そして、ケニアの紅茶産業における小農部門の事業組織は、生産における技術指導や加工・流通など、事業運営全体への小農生産者の参加という側面で興味深い事例を提供していると思われる。以下で、紅茶産業の構造を概観し、そこで契約栽培制度にもとづく小農部門紅茶事業における生産拡大の今日的成果と、それを実現してきた事業組織の各側面について考察を加えることにする。



## 3 - 2 ケニアの紅茶産業

### 3 - 2 - 1 国内経済におけるケニア紅茶産業の重要性

紅茶生産は、20世紀初頭における紅茶の国際市況や、アジアにおける紅茶生産の拠点であるインドでの政治社会状況を背景として、土地や労働力などの点で入植者に有利な制度がつけられつつあるケニアへとヨーロッパ人によって移植されてきた。この時点で紅茶生産は、全く外部から、ヨーロッパ人の関心によって、アフリカ人小農民にとっては異物としてもちこまれたといえる。したがってケニアの紅茶産業は、まずは入植者の手によるプランテーション産業として確立したのである。コーヒー生産の場合と同様、当時のアフリカ人農民にとって茶生産に参入することは制度的に不可能であった。

そのプランテーション作物としての茶の生産も、第二次大戦後になってアフリカ人農業に導入されることになった。アフリカ人小農民による紅茶生産は、植民地における資源開発を進めるイギリス政府が、植民地政府のアフリカ地域における資源開発を支援するという形で開始され、それから独立以後にかけてアフリカ小農部門の紅茶生産は急速に拡大したのである。ここでは世界規模の紅茶貿易の中で現在ケニアが占める位置、すなわちケニア紅茶産業の到達点を他国との比較において概観しておこう。

表3 - 3と表3 - 4に示されているのは、主要紅茶生産国の1920年から1996年までの生産量および輸出量の推移である。これらの数値からは、ケニアがこの70年余の間に他の主要生産国に類を見ないいきおいで生産・輸出を増大してきたこと、その結果として現在ケニアがスリ・ランカとほぼ並びインド・中国に次いで世界で3番目の紅茶生産国となっていることを読みとることができる。ケニアではインド・中国ほど国内市場が発達していないために生産量の大部分が輸出されており、その輸出量だけでみれば、1995 / 1996年には、ケニアがスリ・ランカをわずかに抑えて世界最大の輸出国となっている。ケニアの紅茶部門で今世紀の後半に生じた急成長は、ケニアを世界有数の紅茶生産・輸出国にまで押し上げたのである。

ケニア紅茶産業の重要性は、国内経済にも反映されている。たとえば1996年に紅茶は輸出収益全体の約20%を占め、ケニアの主要輸出品目の筆頭に位置している。紅茶部門はまた、観光に次ぐケニア第二の外貨稼得産業でもあったが、近年は観光産業の方が低調であるため、その地位はいずれ入れ替わり、紅茶産業がケニア最大の外貨稼得産業となると見込まれている<sup>25</sup>。中央の流通諸機構を通じて販売され、その額が統計に計上されている農産物の市場販売額で見ても、1990年代半ばの数年間、紅茶が最高額として全体の約3割を占めている(1996年は約32%、次いでコーヒーが23%、サトウキビ、および肉牛がそれぞれ約11%)。紅茶部門における賃労働雇用については正確な数値は把握できないが、茶園経営(茶樹栽培とりわけ摘み取り作業)が極めて労働集約的な部面であることから、ケニア茶業評議会はケニアの紅茶産業では毎年300万人近い雇用が直接・間接に創出されていると推測している。

<sup>25</sup> The Tea Board of Kenya( n. d. )( a )

### 3 - 2 - 2 紅茶産業の構造

ケニアの紅茶生産は、経営規模および経営様式の点で対称をなす大小二つの下位部門からなる。大農部門では、主に国際的な紅茶会社が大規模な茶園および加工工場を直接所有・経営する。原料生産から加工までの各過程で多くの賃金労働者を雇用して資本主義的生産を行うプランテーション部門である。王領地条例によって白人入植者向けに割譲された土地で紅茶生産を開始した入植者や、独立後の移行過程で白人から土地を買い取って参入した若干のアフリカ人およびインド人の業者からなる。表3 - 5にみるように、かつてのホワイト・ハイランドに含まれるリフト・バレー州ケリチョ県、ナンディ県などが、大農部門での茶栽培の中心地をなす。1954年には、ケリチョ県を中心にナンディ、ソティック、リムル県に60の茶園があり、茶園一つあたりの平均茶作付面積は155haあまりであった<sup>26</sup>。1931年、入植茶業者らは「ケニアの全茶生産者の共通の利益を促進する」ことを目的として、ケニア紅茶生産者組合(Kenya Tea Growers Association : KTGA)を設立した<sup>27</sup>。しかし現在のKTGAは、10ha(約24.7エーカー)以上の茶園と製茶工場を所有することを加入の条件としていることから、プランテーション経営者の利害を代表する組織であることは明らかである<sup>28</sup>。1997年時点でKTGAの組合員数は57以上とされている(ケニアの県名については17頁の図1参照)。

他方の小農部門は、生産者は家族労働を中心に利用し、一人当たり平均約0.27ha(約0.7エーカー : 1996 / 1997年)の地片で茶樹を栽培するアフリカ人小規模農民である。これら小規模生産者による紅茶生産は1950年代初期に始まり、1996 / 1997年の時点では生産者数が30万3248人にのぼっている<sup>29</sup>。小規模農民が自力で紅茶生産を開始することは困難であるため、これを集中的に組織・管理する主体として特別作物開発公社(Special Crop Development Authority : SCDA)が設立された(1959年)。SCDAが独立後に改組されて生まれたのがケニア紅茶開発公社(KTDA)である(1964年)。KTDAが登録する生産者が摘み取った茶葉はKTDAが建設・管理する製茶工場<sup>ノースイースタン</sup>で加工される。この小農部門の紅茶生産は、ケニア山南部から東部の高地地帯を中心に、北東部州、コースト州、ナイロビを除く各州でひろく行われている。また近年になってから、紅茶生産ではカカメガ県と並んで西方の臨界地域と思われる西部州<sup>ウエスタン</sup>ヴィヒガ県でも小農民による栽培が行われており、1997年にはKTDAが管理する45基目の工場、ムデテ製茶工場(Mudete Tea Factory)が同県に完成した(ケニアの紅茶生産地帯とKTDA管理下の製茶工場の分布については18頁の図2参照)。

表3 - 6は、大農・小農両部門別に見た茶樹作付面積および茶生産量の推移である。この表に明らかに見て取れるのは、第一に独立以前には紅茶生産がもっぱら入植者たちのプランテーション部門によって担われていたこと、第二に、独立前後から小農部門が急速に拡大し、作付面積では1972年に、生産量では1988年以降に大農部門をしのぐにいたっていることである。1997年には、ケニアにおける茶樹作付総面積の約72%、紅茶生産量の58.8%が小農部門によって占められていた。ケニアの紅茶産業はプランテーション生産を基礎として確立されてきたが、ケニアが世界の紅茶貿易において有数

<sup>26</sup> Waino A. E. Jr.( 1968 )p.91. Table 9.

<sup>27</sup> National Christian Council of Kenya( 1968 )p.22.

<sup>28</sup> *Agricultural Review*, April/May 1997, Vol. 4, No.3, p.5.

<sup>29</sup> KTDA( 1999a. )

の産出・輸出国となるにいたった背景でこの躍進を支えていたのは、大規模プランテーション部門より遅れて開始された小農部門だったのである<sup>30</sup>。

紅茶という典型的な奢侈品としての特質や、原料茶葉のいたみやすさなどの性質を考慮すると、アフリカ人の小規模農民による茶栽培は、プランテーションでの大規模生産に比して栽培・摘み取りの技術や効率性、またコストなどの点で困難が多いとされてきた。実際、植民地時代を通じて、とりわけイギリスがインド・セイロンという英領内主産地を確立した19世紀半ば以降は、世界の紅茶産業、ひいてはイギリス中心の紅茶文化そのものが、大量の低賃金労働を投入するプランテーション生産を基礎に成立してきた。こうしたことを考えると、ケニアにおいて同様にプランテーション部門として確立した紅茶産業内で後発の小農部門がきわめて短期間に栽培面積・生産量の点で前者を凌駕し、ケニアを世界有数の紅茶産地にまで押し上げたという事実は重要な意義を持っており、KTDA事業はそれゆえに、開発途上国における国営事業としても、小規模農民を中心とする農村開発事業としても、最も成功した例の一つであると広く評価されてきたのである<sup>31</sup>。

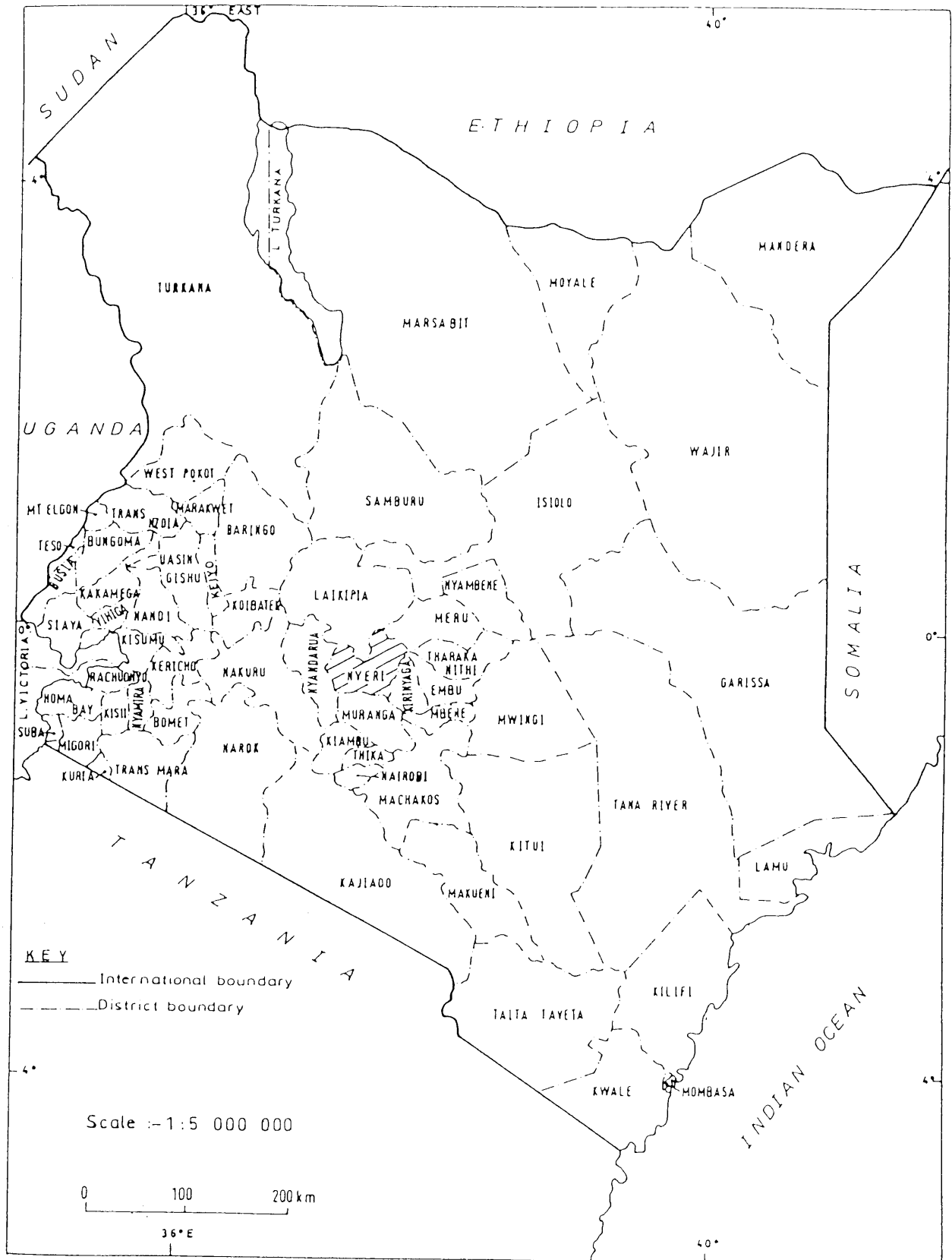
本研究では、小農部門における生産と流通を増大させるための開発事業において、小農生産者が主体的に参加し、事業運営においても主導的な役割を果たしうる事業組織を形成する手段として契約栽培制度に着目するものであるから、以下ではこの小農民の主体的な参加・対応と、これを可能にする制度環境をつくるうえでの政府の役割の実態を、実証分析を通じて明らかにする。

---

<sup>30</sup> TBK,(n.d),(b).

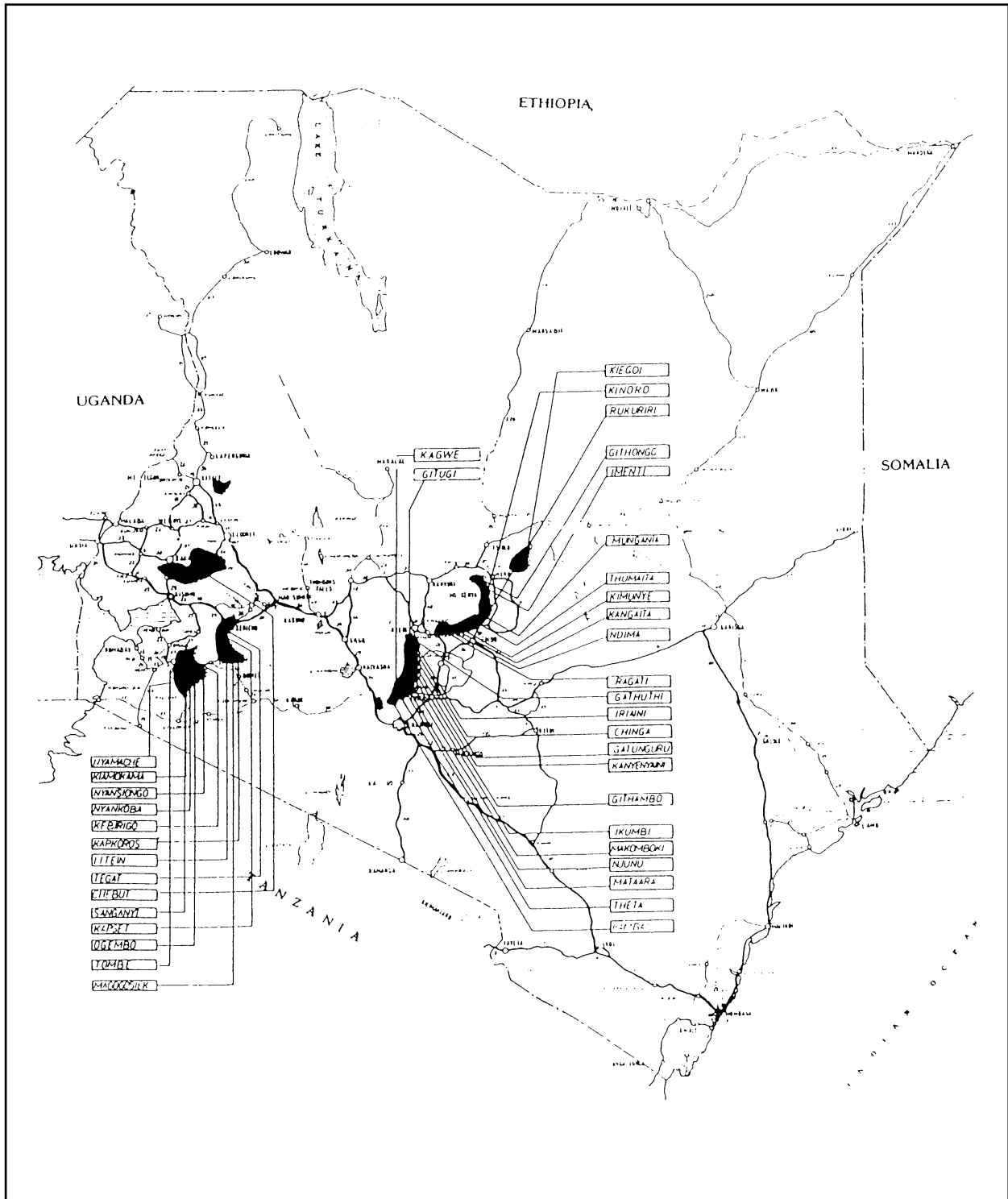
<sup>31</sup> 代表例である Lamb G. and Muller L.(1982)では、開発途上国における農村開発事業および公営事業の成功例として、KTDAの組織、管理ほかの制度運用が分析されている。

図1 ケニアの県名



出所 : Republic of Kenya( 1997b )p.3.

図2 ケニアの紅茶生産地帯とKTDA 管理下の製茶工場の分布



：小農部門紅茶生産地域  
 ：KTDA 管理下の製茶工場名  
 出所：KTDA(1990)p.18.

表3 - 1 ケニア国内総生産( GDP )の産業部門別比率と国民1人当たり GDP の推移

産業部門	1985年	1990年	1995年*	1997年**
非貨幣経済部門	6.1	5.4	5.6	5.5
貨幣経済部門				
農業	29.4	28.2	25	24.7
林業	0.8	1.00	1.3	1.3
漁業	0.3	0.3	0.3	0.3
鉱業・採石業	0.2	0.3	0.2	0.2
製造業	12.8	13.3	13.4	13.3
建設業	3.3	3.2	2.5	2.5
電気・水道	29	1	1	1
商業・レストラン・ホテル	10.7	11	12.2	12.3
運輸・倉庫・通信業	6.2	6	6	6
金融・保険・地所業	7.4	7.9	10	10.3
建物所有	5.7	5.4	5.5	5.6
その他のサービス	3	3.2	3.4	3.4
マイナス銀行・手数料	-3.1	-3.2	-3.9	-4
企業および非営利事業 計	77.70	77.6	77	77.1
個人家内雇用	1.2	1.7	2.5	2.6
政府サービス	15	15.3	15	14.8
貨幣経済部門 合計	93.90	94.6	94.5	94.5
総計	100.00	100	100	100
国民1人当たり GDP( K £ )	164.55	176.14	170.43	173.13

出所：1985年の数値：Republic of Kenya (1990) p.21.  
 1998年の数値：Republic of Kenya (1992) p.17.  
 1995, 1997年の数値：Republic of Kenya (1998) p.25.  
 \* 訂正值。 \*\* 暫定値。

表3 - 2 市場向け生産額に占める小農部門の割合

年	小農部門の比率( % )
1963	25.1
1965	41.7
1970	51.7
1980	52.2
1990	56.1
1995	68.4
1997	69.8

出所：1963～1980年までの数値は、Republic of Kenya( 1978 ), ( 1985 )  
 ただし( 社 )国際農林業協力協会( 1996 )p.37より再引用。  
 1990～1997年の数値は、Republic of Kenya( 1992 )p.104,( 1998 )p.126。

表3 - 3 主要国紅茶生産量の推移( 1920 - 1996年 )

( 単位：1,000t )

	1920	1940	1960	1980	1996
中国	200.0 <sup>*1</sup>	100.0 <sup>*1</sup>	136.0	303.8	471.6 <sup>*2</sup>
インド	156.6	210.4	321.1	569.6	780.0 <sup>*3</sup>
スリ・ランカ	83.8	120.2	197.2	191.4	258.4
インドネシア	48.1	82.1	46.1	98.7	144.0 <sup>*4</sup>
ケニア	-	5.4	13.8	89.9	257.2
マラウイ	0.2	6.1	11.8	29.9	37.2

\*1：ITC( International Tea Committee )estimates.

\*2：予測値。

\*3：緑茶を含む。

\*4：緑茶その他の茶を含む。

出所：1920-1980年の数値は、ITC( 1996b )pp.34-41.  
 1996年の数値については、ITC( 1997 )Table B

表3 - 4 主要国紅茶輸出量の推移(1920 - 1996年)

(単位:1,000t)

	1920	1940	1960	1980	1996
中国	18.5	34.5	41.0	108.0	169.7 <sup>4</sup>
インド	130.4 <sup>1</sup>	158.8	193.0	224.0	150.0 <sup>5,6</sup>
スリ・ランカ	83.8	111.8	185.9	184.5	233.6 <sup>5</sup>
インドネシア	47.7	72.4	36.1	67.7	101.5 <sup>5</sup>
ケニア	-	4.5 <sup>2</sup>	11.9	89.8	244.2
マラウイ	0.2	5.8	11.1 <sup>3</sup>	31.3	34.0 <sup>6</sup>

<sup>1</sup>:ビルマを含む。4月1日からの1年の数値。<sup>2</sup>:ウガンダを含む。両国間の交易量は除く。<sup>3</sup>:ローデシア・ニアサランド連邦の値。域内取引は除く。<sup>4</sup>:緑茶その他の茶を含む。<sup>5</sup>:緑茶を含む。<sup>6</sup>:予測値。

出所:1920-1980年の数値はITC(1996a)Table B

1996年の数値:ITC(1997)Table C

表3 - 5 州及び県ごとの部門別紅茶作付け面積(1987、1997年)<sup>1</sup>

(単位:ha)

1987年	大農部門	小農部門 (KTDA) <sup>2</sup>	合計
コースト州	-	-	-
東北部州	-	-	-
ナイロビ	-	-	-
キアンブ県	3,723	4,995	8,718
ムランガ県	-	9,146	9,146
ニエリ県	76	5,307	5,383
キリニャガ県	266	3,493	3,759
中央州 計	4,065	22,941	27,006
エンブ県	-	2,078	2,078
メルー県	-	6,557	6,557
東部州 計	-	8,635	8,635
ケリチョ(チェプシア)県 <sup>3</sup>	3,215	7,747	10,962
ナクル県	523	499	1,022
ナンディ(レソソ)県 <sup>3</sup>	3,952	1,734	5,686
ライキピア県	924	-	924
トランスンゾイア県	5	-	5
ウアシンギシュ県	3,529	-	3,529
エルゲヨ、マラクウェット(チェランガニ)県 <sup>3</sup>	-	568	568
リフトバレー州 計	12,184	10,548	22,732
カカメガ県	-	2,072	2,072
西部州 計	-	2,072	2,072
キスム県	9	-	9
キシイ(ノソティック)県	2,111	12,693	14,804
ニャンザ州 計	2,120	12,693	14,804
1987年 総計	18,369	56,889	75,258
1997年 総計	33,110	85,510	118,620

<sup>1</sup>:小農部門(KTDA)の1987年の数値については、1986年7月1日から1987年6月30日までの1年間のもの。<sup>2</sup>:KTDA(直接管理する茶園(主に試験場)も含む)。<sup>3</sup>:KTDA(小農部門)についてのみカッコ内の県との合計値。

出所:1987年大農部門数値については、Republic of Kenya(1997c)pp.132-134, Table 80(b).

1987(1986/1987)年の小農部門数値については、KTDA(1987)Table 3, p.9.

1997年の各部門合計値については、Republic of Kenya(1999)p.130, Table 8.

表3 - 6 部門別作付面積・生産量の推移(1954 - 1997年)

	茶樹作付け面積(ha)		茶葉生産(1,000t) <sup>1</sup>		両部門合計	
	大農部門	小農部門	大農部門	小農部門	面積	生産量
1954	9,333	22	7.9	a.	9,355	7.9
1960	14,045	929	13.8	a.	14,974	13.8
1965	19,327	5,429	19.0	0.8	24,756	19.8
1970	22,289	17,985	33.1	8.0	40,274	41.1
1975	24,337	37,205	38.8	17.9	61,542	56.7
1980	25,850	50,691	55.9	34.0	76,541	89.9
1985	27,322	56,505	75.8	71.3	83,827	147.1
1990	30,000	67,000	87.0	110.0	97,000	197.0
1995	32,360	78,960	105.6	138.9	111,320	244.5
1997	33,110	85,510	91.0	130.0	118,620	221.0

<sup>1</sup>: 加工後の紅茶の重量をさす。加工済み紅茶(Made Tea: MT)の重量は、未加工茶葉(Green Leaf: GL)の約22.4%となる。

a.: 微量。

出所: 1954 ~ 1960年については、Waino A. E.(1968)p.88, Table 8. p.115, Table 11. p.128, Table 13.

ただし1960年小農部門生産量をのぞく。

1960年の小農部門生産量についてはEtherington D. M.(1973)p.6, Table 2.

1965 ~ 1985年の数値については、The Tea Board of Kenya(n. d. X b).

1990年については、Republic of Kenya(1992)p.109, Table 8.14.

1995, 1997年については、Republic of Kenya(1998)p.130, Table 8.14.



## 4. ケニア紅茶開発公社：契約関係と小農生産組織

### 4 - 1 契約関係

一般的に契約農業ないし契約栽培事業といったとき、特定契約作物の栽培農民とその購入業者の間には、作物種子(ないし苗木)を植え付ける以前の段階で、口頭・書面を問わず、何らかの形の契約関係が結ばれる。KTDA事業の場合、KTDAと生産者との間の契約諸規定に相当するものは、ケニア農業法第318章ケニア紅茶開発公社条例(1997年改正：The Kenya Tea Development Authority Order, 1997, Legal Notice No. 109：KTDA 条例)と、これに付帯するKTDA(茶栽培)条例(1997年改正：The Kenya Tea Development Authority( Tea Cultivation )Order, 1997, Legal Notice No.110)、KTDA(課徴金)条例(1997年改正：The Kenya Tea Development Authority( Imposition of Levy )Order, 1997, Legal Notice No. 111)、そしてKTDA(天日干し製茶)条例(1997年改正：The Kenya Tea Development Authority( Sun-Dried Tea ) Order, 1997, Legal Notice No. 112)に含まれる様々な条項によって定められている。

KTDA管理下の契約栽培事業において、公社と生産者との間に具体的にかわされる「契約書」ないし「合意文書」なるものはない。KTDA 条例において明記された公社の権限や諸規定が、公社にとっての生産者に対する(契約)義務に相当する。その主な内容は以下の通りである<sup>32</sup>。

1. 茶園開発地域の策定とそこでの茶園開発業務(苗床の設置と管理、種苗の購入・販売、生産者による茶栽培の監督管理、販売向け紅茶のブレンド・包装)。
2. 業務遂行にあたっての職員ないし業者の採用。
3. 諸料金の導入と支払金額からの料金徴収<sup>33</sup>。
4. ローンの確保、利用、返済。
5. 茶葉の加工とそのために必要な加工設備の確保。
6. 加工済み紅茶のマーケティング。
7. 価格安定化基金の創設。
8. 使用が緊急に必要でない資本の運用・投資。
9. 生産者による茶葉販売の統制。

KTDA がこうした茶園開発・製茶・そして販売にかかわる管理監督、業務執行全般を任務とすることで、茶生産者は公社による種苗の供給や技術指導、茶葉買い入れといった諸サービスを有料で受けることができる。こうした公社の権利・義務の一方で、生産者の義務としては、KTDA(茶栽培)条例の以下のような項目が、栽培許可・生産者免許について定め、茶生産の開始から販売にいたるまでのあらゆる工程で満たすべき条件・義務を定めており、KTDAの管理・監督業務の厳密さを示している<sup>34</sup>。

<sup>32</sup> Republic of Kenya( 1997a )pp.483-485.

<sup>33</sup> 3については、KTDA(課徴金)条例が、KTDAが生産者への支払いから差し引く現行の管理手数料を茶葉1kgにつき10シリングと定めている。

<sup>34</sup> Republic of Kenya( 1997a )pp.488-491、同条例にはまた、KTDA管理下の茶生産にかかわる諸規定に違反した場合に、KTDAが処罰を課すことについても定めている。

1. 苗床の設置には、規定の諸条件を満たしたうえで(当局からの)許可を得ていること。
2. 茶園の開設・営業には、規定の条件を満たしたうえで公社より免許の発行を受けること。
3. 茶樹の増殖および茶園拡大には公社より免許の発行を受けること。
4. 免許に明記された数以上の茶樹の所持や、その他の諸条件に対する違反の禁止。
5. 茶樹植え付け、植え付け後の管理、摘み取りの各段階で、規定通りの作業を行うこと。
6. 指定地域の公社工場以外に茶葉を販売することの禁止。

この条例には、生産者による茶葉販売、つまり公社による茶葉集荷の段階で、公社は品質の確認と計量・記録を行う旨が定められているが、そこでは茶葉の品質水準(二葉一芽)が厳守されていないと公社が判断した場合に、この茶葉購入を拒否する権利を公社が保留している旨が明記されている。この購入拒否の権限は、生産者の茶葉生産過程、なかんずく茶葉摘み取りの労働過程に及ぶ直接の監督・品質管理を強化、ないし一定程度まで代替するものであるが、このほかにも生産者に対して規定を順守させるための拘束力を持つものとして、これらの義務を怠ったり諸規定に反することをを行った生産者に関しては、1000シリング以下の罰金が1ヵ月以下の禁固、ないしその両方の罰則を課すことを定めた条項も盛り込まれている。またKTDA(天日干し製茶)条例は、KTDA地域内で、生産者が茶葉をKTDAに販売せずに軒先での天日干し加工を行ったり、それを他者に販売・譲渡することを禁止している。

以上のように、KTDA地域内の用地が確保されており、用地の選定や耕起など技術的な諸条件を満たしさえすれば、基本的に茶樹生産者となることはできる。作付け許可の発行や苗木の供給などの段階で生産者を選別し場合によっては門前払いとして機能するような条件(用地面積など)は、明記されていない。そしてこの契約栽培事業では、茶樹栽培を希望する生産者がKTDAに許可や免許発行を申請するという行為、またこれをKTDAが受理・認可するという行為が、両者間の社会的な契約関係を正式に成り立たせる契機を成す。茶樹栽培を希望する生産者とKTDAとの間で、双方にとっての契約義務や権限が体系的に理解できるように明記された契約文書が、法律文書とは別途に用意されているのではない。生産者は県農業局の窓口へ赴き申請を行う過程また許可を受ける過程で、さらにその後随時当局から受ける説明を通じて、KTDA条例などが定める諸規定や義務を理解することが前提とされているのである。

## 4 - 2 事業組織

### 4 - 2 - 1 茶葉生産と品質管理

KTDA紅茶事業において紅茶の原料となる茶葉の生産、その原木の栽培を行うのは30万人以上のアフリカ人小規模農民である。植民地支配末期から開始された土地登記事業によって、生産者は土地を私的に所有し、主として家族労働に基づく生産活動を行う家族制独立自営農民である。茶樹栽培の労働過程、すなわち開墾・耕起などの用地の選定・準備に始まって、苗木の植え付け、除草、茶摘み、枝打ちや施肥などの作業には、生産者世帯員を中心としながらも、作業内容によって生産者が雇用す

る賃労働者も多く従事する。というのも、そうした作業は一定時期やあるタイミングに速やかに済ませるべき労働集約性の高いもので、それゆえに世帯員だけでは不足する場合が多いからである。

茶樹は毎年収穫しては植えかえるという単年生ではなく、一度植えると何十年、あるいは百年以上という長い寿命を持つ木、つまり多年生作物である<sup>35</sup>。こうした作物の性格のため、生産者にとって茶樹は資産価値を持つものとして、地片の所有権とは別に子弟への相続や他者への賃貸の対象となっている。先に述べた茶樹栽培開始の許可や作付け苗木数の証明、茶葉生産・販売者としての登録といった手続きは、KTDAが生産者による茶生産の状況を正確に把握統制する目的で設けられた制度であるが、これらは同時に、生産者の茶樹の所有者としての地位また意識を確立する側面も持っている。このことから、KTDA管理下で茶生産を行うこれら小農生産者には、たとえばサトウキビやタバコの生産の場合とは明らかに異なる「(茶樹)所有者」としての地位と意識がある。後に見るとおり、これらは間違いなく生産者による組合運動の一つの論理的背景をなすものとなっている。

契約栽培事業としてのKTDA紅茶事業では、こうした土地と茶樹の生産者による所有の事実と矛盾するように、生産者の茶園における労働過程には技術指導員による綿密な指導監督や公社による直接間接の品質統制が支配を及ぼすことになっている。この生産手段を所有する主体と労働過程を支配する主体の不一致が、契約栽培事業における産業資本と生産者との間の支配・従属関係の現れとして過去の契約農業研究において繰り返し批判的に指摘されてきたことは、1.で見たとおりである。アフリカ人生産者による茶樹栽培過程における労働力利用については事例研究において詳しく検討することにして、ここでは当公社事業における技術指導体制と、それがいかに築かれてきたかを概観する。

KTDA再編民営化過程の開始以前の段階では、たとえば1990年6月時点で農業省から派遣されていた茶園開発・生産にかかわるスタッフは、上級職員から順に、上級茶指導員(Senior Tea Officers:STO)2名、茶指導員(Tea Officer:TO)12名、茶指導補助員(Assistant Tea Officers:ATO)30名、農業指導員(Agricultural Assistants:AA)301名、下級農業指導員(Junior Agricultural Assistants:JAA)364名であった<sup>36</sup>。これらの指導員は農業省農業局が採用・派遣しているが、職員のための関連諸経費はすべてKTDAが支払っている。上級の指導員は、農業生産全般にわたる指導を担当する職員とは別途に茶専門の指導員としてKTDA事業の任務を遂行する。生産者一人一人と直接の接触を持って日々の指導につくのはJAAであり、JAAが1990年に行った訪問生産者の延べ人数は一人平均1176人であった。

JAAの主要業務は、茶樹植え付け時の投入財(苗木用切り枝、苗床設置用のビニールポットやシートなど)の販売・配布、苗床設置から用地準備、植樹、茶摘み、枝打ちなど茶栽培全過程にわたる技術指導および監督、そしてこれらの訪問指導に関する記録作成である。AAは一人につき複数人数のJAAを担当し、部下の行う業務の監督とともに、業務点検をかねて自ら生産者訪問も行う。AAが毎月一定回数行う実演指導(フィールド・デモンストレーション)は1990年には延べで5万3254回行われ、70万4151人の生産者が参加した<sup>37</sup>。TOは県レベル農業省職員と連絡を取り合い、また県レベル関連会議にKTDAを代表して参加しながら、当該県における茶園開発全般にわたって責任を持つ。リ

<sup>35</sup> Carr S. J.(1993)p.xv.

<sup>36</sup> KTDA(1990)p.11.

<sup>37</sup> 1968年に導入された農法指導の新しい手法である。これはAAが一生産者の茶園に周囲の生産者を集め、季節ごとによくある茶樹栽培作業上の問題などについて、本部が作成した技術解説法にそって実演しながら説明するものである。

フトバレーを挟む東西二つの茶生産地域をそれぞれ代表する2名のSTOは、地域内のTO業務の指導監督を通じて茶園開発業務全般を統括するとともに、茶園開発にかかわる政策遂行具合について最も熟知する人物としてナイロビのKTDA本部にもおもむき幹部職員や各部局長と連絡しあう<sup>38</sup>。

1940年代末から1950年代初頭にかけて当事業が実験的に開始されたころ、アフリカ人農業においてはまったく知られていなかった茶生産を導入し、高品質の茶葉生産を実現するのは不可能とさえ思われてきた。それゆえに当時の植民地政府また独立後の政府農業省は、健全な事業を確立するための大前提となる「高水準茶葉の供給」を実現・維持するべく、技術的指導を徹底普及させる責任を担ったのだった。KTDA事業において政府が果たした第一の役割は、この技術指導の体制の確立を通じて、多くの小農民一人一人にきめ細かな技術指導をほぼ均一に行き渡らせた点に見出すことができよう。さらに、事業を立ち上げる段階で、政府はこの技術の調達を国内に既存の大農部門茶業者から協力を得ることによって実現しており、かつては大農部門に独占されていた茶栽培技術の小農部門への移転も、こうした政府の役割によって媒介されたのである。

KTDA事業において政府が果たしたもう一つの重要な役割は、外部融資機関に対する保証者としての役割である。多くの小農民の農業生産に茶生産を導入し、そこに大規模な加工設備を整えていくという事業では、大規模な財源を確保しなければならないが、そのときには優れた技術者の採用・派遣に責任を持つという形で政府が事業に具体的に参加すること、そうして商業ベースにのっとり健全な事業運営を制度面・技術面で保証することが、外部金融機関からの融資を確保するうえでの信用として必要だった。KTDA事業の場合、茶園拡大と製茶工場建設の両面での財源確保は、政府が一貫して保証者となることで実現されてきたのである。

#### 4 - 2 - 2 KTDAの集荷体制

KTDA事業においては、集荷ベース(Leaf Base)と呼ばれる部門が茶葉生産農民からの茶葉の購入と製茶工場への運搬業務を統括する。現在KTDAが管理する45基の製茶工場にはたいていこの集荷ベース部門が併設されている。製茶工場の周辺地域には、集荷センター(Buying Centres)が主要道路沿いに設置されており、そこへは集荷ベースから季節によって週に2~3回の指定集荷日にKTDA職員が派遣されている。茶葉生産世帯員ないしそこで摘み取り作業に雇われる労働者が摘み取った茶葉を竹カゴなどに入れ指定時間までに登録先の集荷センターに運び込むと、この職員が茶葉の品質検査と計量、記録を行う。ここで職員が不要な葉が含まれていると判断すれば、生産者はその場で不要葉の除去を指示され、その後に計量が行われる。先述の購入拒否の権限とそれを通じた品質管理は、日常的にはこうした形で行使されている。

茶葉の品質検査は、トラックが製茶工場に茶葉を運び込んだ際に工場ゲートで再度行われ、ここで低水準の茶葉を多く含むことが工場側の検査担当職員に確認されれば、それは集荷センターで検査を行った職員の責任とされる。そのためセンターでは職員が検査を厳密に行い、さらに生産者は厳密に二葉一芽だけを摘み取るようつとめる。KTDAの事業においては、集荷段階でもこうした二重の検査を行うことによって、生産者からの高品質茶葉の供給を徹底するしくみが形成されている。

<sup>38</sup> Steeves J.(1975)pp.126-131.

## 4 - 2 - 3 加工部面

### (1) 製茶工場の建設・管理

茶樹栽培における技術指導体制が、初期には政府の要請に応じる国内外資系茶業者の協力によって支えられていたのと同様に、茶葉の加工部面においても、初期には外資系民間茶業者の技術協力が欠かせないものとなっていた。1950年代初頭にアフリカ人によって試験的に栽培された茶樹が葉の摘み取り段階に入る1950年代半ば頃には、小農生産者向けの製茶工場はまだ建設されていなかった。この時点では、アフリカ人が摘み取った茶葉は、ブルック・ボンド社やジョージ・ウィリアムソン、ジェイムズ・フィンリーといった外資系の民間茶業者が、政府の要請を受けてアフリカ人産の茶葉を買い取り、自社設備で加工しており、またアフリカ人向けの製茶工場の建設と操業管理の面でも、初期には上記の民間業者が、業者の斡旋に協力したり、人員派遣を通じて管理代行を行っていた。これらの製茶工場の管理代行は、アフリカ人のあいだに管理職層が育成され、ケニア独立後に企業の管理職層についてのアフリカ人化が進められるなかで、次第にKTDAによって接收されていった。

大規模な開発事業を開始する段階で、国内に不足する技術を外国資本から戦略的に調達し、段階的に国内部門に吸収・内部化するという政府の役割は、かつては大農部門によって独占されていた茶産業を小農部門に導入する際には欠かせないものだったといえよう。

### (2) 製茶工場の所有

KTDA 紅茶事業において最も興味深い特徴の一つが、加工段階における製茶工場の性格である。1999年現在で45基ある製茶工場は、運営・管理面ではKTDAが事実上の責任主体であるが、法的にはKTDAに茶葉を販売する生産者が主に株式を所有する民間株式会社(Public Company)として登録されている。通常の株式会社と異なるのは、20人以上の株主によって所有されているという意味では株式公開企業でありながら、実際には株式は未公開で、事業の管理主体であるKTDAと茶葉生産者によってのみ株式が所有されているところである。KTDAは工場株の筆頭株主となることで管理・支配の実権を保ち、製茶会社からの業務代行業者としての指命を受けることで、その管理主体としての正当性を確立してきたが<sup>39</sup>、今日の組織再編過程ではKTDA保有株も100株(額面で500シリング)にまで引き上げられている。

この茶葉生産者による工場株式の所有という理念は、SCDA設立当初から検討委員会の中にあった。SCDAが利潤形成を目的としない組織である以上、工場設立のために外部機関から受けた融資の返済は、生産者への支払いからの天引きとならざるをえない。しかしこの返済が完了すれば、生産者による工場所有が自動的・実質的に成り立つわけである。製茶工場の株式会社化は、この生産者による実質的な工場所有、ならびにKTDAによる実質支配を法制度的・名目的に裏付け正当化するものであったといえよう。

しかしながら、法的に裏付けられた小規模生産者による製茶工場の所有は、紅茶の販売や支払い価格、工場の運営にかかわって生産者が正当に発言することのできる根拠をなしていることには間違い

<sup>39</sup> KTDAは各製茶会社に約2万株を保有してきたが、後述の組織改編を経て1998年時点で100株に減らされている。Interview with Corporation Secretary, KTDA, May 28, 1999.

ない。実際に、茶樹とそれが植えられた土地を所有するだけでなく、製茶工場をも所有するという事実にもとづいて、茶生産小農民らはのちに組合運動を展開しはじめるのであるが、こうした自発的な組織化にも同事業における生産者による所有の制度は重要な契機として存在していたのである。こうした生産者の自発性や、主体性にもとづく参加を促進する要素としての生産者所有の制度は、契約栽培制度を通じて生産部面と加工・販売部面が垂直的に調整ないし統合された事業組織においてこそ可能となるものであるが、さらにここで小規模生産者による所有を確立するという点においては、やはり政府のイニシアティブが発揮されねばならなかったであろう。

#### 4 - 3 事業運営への生産者の参加

アフリカ人による紅茶生産を全国レベルで組織するべく設立された公社機構について特筆すべきなのは、その意思決定機構に生産者が末端レベルから最高位の取締役会レベルにまで代表を送り出すという「生産者参加」のシステムが当初から組織的に組み込まれていたことである。このシステムは、KTDAの前身であるSCDAのもとで設置されてから1980年代までは、茶園開発の部面、すなわち茶樹栽培と原料茶葉生産の部面に重心を置く「茶委員会( Tea Committee )」という形で組織されていたのであるが、1990年代に入ると、生産者参加の組織は製茶工場の部面に重心を移し、製茶工場の取締役会として再構成されることになる。

##### 4 - 3 - 1 茶委員会

KTDAの前身であるSCDAでは、まず最初に一～三つの郷( Location )からなる一定区域に住む生産者のなかから代表が選出され、末端のレベルでの生産者地区委員会を構成した。各地区委員会から選ばれた代表は、今度は所管の郡レベルで郡茶委員会( Divisional Tea Committees )を運営し、同様に各郡茶委員会から選ばれた代表は県茶委員会( District Tea Committee )へ送られた。そこからさらに選ばれた代表が州支局( Provincial Regional Boards )に参加し、リフトバレーの東西に一つずつ置かれた州支局からそれぞれ選ばれた生産者が、最高意思決定機関としてのSCDA取締役会に参加していた。取締役会にはこのほかに、農業大臣によって任命された生産者取締役も含まれていた<sup>40</sup>。

このように末端から選ばれた生産者代表が、最高レベルの意思決定機構に参加するという組織形態は、サブ・サハラ・アフリカ諸国で展開する契約栽培事業においてはまれなケースであり、その意味でもKTDA事業は注目を集めてきたのであるが、実際にこの茶委員会がどういった目的から設立され、どのように機能していたかをみると、その生産者参加も実際にはごく名目的なものであったことがうかがえる。各レベルの茶委員会には、上位から下位へと情報を伝達すること、また下位レベルから反発や不満の声が上げられた場合にはそれぞれのレベルで問題を解決することが期待されており、決し

注<sup>40</sup> SCDA( 1961 )p.13.当時は、各レベルの生産者代表委員には選挙で選出された生産者代表と、選挙後の最初の会議で委員会によって指名された生産者代表との二つの範疇があった。郡茶委員会は郡農業局長補佐( Divisional Assistant Agricultural Officer )が議長役を務め、県茶委員会には茶指導、集荷検査部主任、そして県農業局長が構成員に含まれた。Steeves J.( 1975 )p.158.

て政策決定過程そのものに代表を直接参加させるため制度とは捉えられていなかった<sup>41</sup>。つまり茶委員会は、多数のアフリカ人生産者の間に、SCDA上層部が策定する政策やその変化について合理的な手法で理解を形成するための理解醸成装置、ないしは安定的な事業運営の基盤を維持するための安定醸成装置としてのみ機能したにとどまっていた。

むろん、こうした機能をそなえた茶委員会が、事業開始初期においては一定の役割を果たしていたことは事実である。政策決定に参加しないまでも、代表を通じて伝えられる末端生産者の不満や問題は、初期には各レベルの茶委員会で少なくとも取り上げられ議論されており、最終的に上層部の決定に従うことがほとんどであったにせよ、議論の過程を経て安定が醸成されていたからである。事業基盤の確立段階にあって生産者が様々な変化に対応していく時期には、このような理解醸成・安定醸成の場としての茶委員会は、生産者とKTDAとのあいだの相互作用の支点としての役割を果たしていたといえる。小農部門における目覚ましい勢いで生産拡大は、こうした生産者代表による「参加」の制度が初期において果たした機能が事業基盤の安定的確立に貢献していたからこそ実現していたのである。

しかしながら、確立された事業基盤のうえに生産者数が増え、事業規模が拡大するにつれて、茶委員会の機能は限界に達し、機能不全に陥っていった。

このことは、1980年代に入り、KTDAの集荷・加工体制が生産される茶葉を加工しきれず、生産者に大きな損失が生じるということが頻発する一方で、KTDA内部で生じたとされる種々の不正が報道されるようになったときに露呈しはじめた。こうした性格の問題は、そもそも茶委員会レベルで対処が可能なものではなかったのである。こうした中で生産者は、各地で茶葉摘み取りのボイコットをおこし、KTDAの杜撰な管理体制に対して批判の声を強めていく。おりしもケニアでは、構造調整政策の枠組みに沿って公営事業の再編・民営化政策が打ち出されており、KTDAでは構造調整政策によって与えられた枠組みの中で、生産者の組合運動の突き上げに対応しつつ組織の再編・民営化を推し進めていくことになった。

#### 4 - 3 - 2 製茶工場取締役会を通じた参加制度とその問題点

1980年代から1990年代初頭にかけて、小農紅茶事業における公社と生産者の関係は大きく変容した。この時期における公社 - 生産者間関係の特徴は、目覚ましい生産拡大の一方で、公社が茶葉集荷など生産者に供給されるべき基本的サービスの水準を低下させ、管理体制のずさんさを露呈したことと、これに対して生産者が、分散的・突発的ではあるが明確な要求を提示し、徐々に組織された抵抗手段に訴えて公社と正面から対峙し始めたことに見出される。ケニア経済の要をなす小農紅茶部門内の混乱を見かね、1980年代末になって直接介入にふみきったモイ大統領が、KTDA事業調査委員会の設置を命じたことで、組織改革を念頭に置いた実態調査が開始された。既に再編・民営化の枠組みを構造調整政策によって与えられながらも、実際にこれをKTDA事業内で推し進めたのは生産者、KTDA、政府間の関係の動態であった。

<sup>41</sup> Steeves J.( 1975 )pp.155-157.

## (1) 生産者参加制度の変化

モイ大統領は1989年の介入の時点で、KTDA組織の再編においては生産者自身による統制を可能とする制度枠組みの形成を指示していた。これをKTDA再編の起点とし、その実行の第一段階として行われた1991年の選挙では、従来の茶委員会ではなく、製茶工場取締役会を構成する生産者代表が選出された。これによって、生産者が直接選出する代表が、株式会社である製茶工場の取締役として、工場運営に参加するようになった。生産者の「参加」の場が、茶園開発の部面から加工部面に移行したことで、生産者による製茶工場所有が実質的な内容を伴い始めたのである。

1992年に公企業改革民営化に関する政策文書が発表されてから1997年にKTDAが国営企業法から除外されるまでの組織改革は、KTDA事業における中央集権体制を部分的に解体しつつ加工部面に重心を置く事業組織構成に移行すること、つまり事業運営にかかわる諸決定の権限を各製茶工場取締役会に段階的に分権化することを中心課題として実施された。1994年には、KTDAが全面的に管理・統括するために集中的に保持していた工場運営上の意思決定権を各製茶工場取締役会に大幅に委譲し、各製茶工場の自立性をたかめるという方向で改革が開始された。名目的なものにとどまっていた生産者所有の中身が、少なくとも制度的には大幅に充実され、生産者による製茶工場運営の実質的な統制が制度的には準備されていった。

1989年にKTDAをはじめとする公営事業は、不明瞭・非効率な管理や不正などの問題を一掃する目的で国営企業法によって統括され、運営が厳密な政府の管理・監督のもとに置かれたが、1997年初頭、KTDAはこの国営企業法から除外されることが正式に公示された。これは意思決定に関して大臣から逐一承認を得るなどの厳重な手続き過程を省くことで、民営化を念頭に置いた組織内改革を迅速に進めることを目的としたものだった。国営企業法からの除外につづき、この大臣発表を受けるかたちでKTDA条例が改正された(1997年)。改正の中心にあったのは、KTDA本部の取締役会、および各製茶工場取締役会の構成と選出方法の変更である<sup>42</sup>。

KTDA事業の新たな組織構成が、1994～1997年の制度と異なる最大の点は、製茶工場会社取締役会の権限が強化され、製茶工場・KTDA本部両レベルの取締役会で完全な生産者統制が制度のうえで確立されたことである。そのことを具体的に表す変化は、製茶工場のレベルでは取締役会が生産者代表によってのみ構成されるようになり、従来ならKTDA専務取締役によって務められていた議長が、生産者取締役の中から互選されるようになった点、そして技術指導、集荷、加工各部門ごとの責任者は、あくまで取締役会に助言するサポート役として集会に出席するという立場にとどめられた点に見て取れる。KTDA本部レベルでの取締役会においても、生産者代表が構成員の過半数を占めるようになり、議長は生産者代表の互選(以前はKTDA職員)そして専務取締役をKTDA取締役会での選出となった。

## (2) 工場取締役の役割と実態

KTDAにおける生産者参加の制度は、集荷センターという末端レベルから生産者によって選出された代表が意思決定にかかわるといふ、いわば間接民主主義にのっとるものである。とりわけ1994年に

<sup>42</sup> Republic of Kenya(1997a)pp.479-480, 487-488.



降は、事業組織の再編・分権化によって意思決定機構の重心は生産者が所有する製茶工場役員会に移されており、それまでに形骸化していた生産者＝所有者による支配を実質の伴ったものにするべく制度的に強化・充実されていた。自分たちが所有する製茶工場について、運営上の政策決定責任をこれまでのようなKTDAの専門家集団ではなく、自分たちで選出した生産者代表にゆだねるのであるから、この取締役の役割、そして取締役選挙の持つ意味は、かつての茶委員会( Tea Committees )メンバーとその選挙以上に重要なものになっていたことはいうまでもない。

ところで、新たに導入された製茶工場取締役会を通じた生産者参加の制度では、取締役にはどのような役割が課されているのだろうか。KTDAが管理する45の製茶工場のうち、第一基目にあたるラガティ製茶工場の工場長によれば、生産者代表としての工場取締役の役割とは、第一が政策決定である。操業上の決定権をほぼ全面的にKTDA本部から移譲された製茶工場取締役会であるから、企業としての経営戦略を立てることも、KTDA本部ではなく個別の製茶工場レベルで行われる。工場長や集荷ベース・マネジャーなど幹部の役割は、この生産者取締役らが決定した政策を実行に移すことのみである。取締役会の第二の役割は、末端生産者が直面する事業運営上の問題・不満をくみ取り伝えることであり、第三は事業の運営状況と財政上の収支バランスとを常に把握し、この二つの状況に鑑みて財政運用に関する適切な決定を下すことである<sup>43</sup>。

取締役会が持つ第一および第三の役割、すなわち政策決定は、かつて分離していた所有主体と管理支配の主体を一致させるものであるが、生産者による統制は、実際にはどれだけ可能なのだろうか。KTDA総務部長は、生産者が統制の主体となったところで、ただちに生産者が希望通りに価格決定や運営をできることを意味するのではないし、既に国際的に確立された産業組織の中で生産者本位の意思決定には限界があるという<sup>44</sup>。生産者が投票権を持ち、代表を自ら選ぶ権利を有していること、制度がそれを保証していることを強調する総務部長は、個々の生産者は自分の畑の外がどうなっているかを考えるよりは、子供の学費や食べ物など家の中のことを考えるので精一杯で、それらの問題をすべて消化していくための対話をいちいち事業内で行うなどは、そう簡単なことではないとする<sup>45</sup>。

実質的に事業の運営方針を策定する幹部職員の間で、このように小農民には事業の支配・管理はとうてい不可能であるとの認識が前提としてあることは否定できない。KTDA事業における現行の制度枠組みが、個々の末端生産者には投票権という形式上最低限の「参加」「支配」の機会を保证するが、知ることと発言することを通じた個々人の「参加」の機会、すなわち民主的経営の環境は保証されていないことの背景として、KTDA支配層、ひいては政府の中に、生産者を単に栽培業務を分担する生産主体としてのみみなす態度、彼らの自己管理能力への不信が根強くある。この認識・不信はまた、彼らの事業管理・支配の主体としての潜在的可能性を等閑視したまま、管理主体として生産者を教育するための環境整備、その最初の一步である情報公開の不徹底を放置することにもつながってきた。末端生産者の知ることと発言・対話することへの要求、またその機会の不在こそが、生産者組合の設立と、デモ行進や摘み取りボイコットなどの組織的な抗議行動を招いたのである。

<sup>43</sup> Interview with Factory Manager of Ragati Tea Factory Company Ltd., May 3rd, 1999.

<sup>44</sup> Interview with Corporation Secretary of KTDA, May 28, 1999.

<sup>45</sup> *ibid.*

#### 4 - 3 - 3 生産者による組織的抵抗

植民地支配末期に開始されて以来、KTDAとの関係において生産者が独自に組合を結成し、KTDAとの直接交渉を試みるケースは既に1961年と1992年に2度も見られたが、初期の「中央州茶生産者協会」の例では主導的生産者らがすべて「茶委員会」役員として公社機構内に取り込まれ、後の「全国紅茶生産者協会」の例では登録申請において認可を受けられなかったため、いずれも活動基盤を拡大することができないまま終わっていた。しかし、1995年に開始された組合運動の場合はその点で大きく異なっていた。組合としての登録申請の試みにおいては、NATFと同様の対応を受けるが、実際の運動においては、はるかに多くの生産者の共感を得て影響力を拡大し、抗議行動や交渉をつうじて具体的な成果も得ていくのである。

1995年10月、メルー県の茶葉生産者を中心として発足した生産者組合は、自分たちが茶樹の所有者であり、またそれが育つ土地の所有者であり、さらには加工設備をも所有する主体であることを最も重視し、組合の名前を「ケニア小規模紅茶所有者組合(Kenya Union of Small-Scale Tea Owners : KUSSTO)」とした<sup>46</sup>。組合活動は、ケニアにおける小規模茶生産者全員を一つの組織のもとに統一すること、小規模茶生産者が直面する問題について発言していくこと、生産者の代表としてKTDAと交渉を行っていくことの3点を目的として活動を開始した<sup>47</sup>。

KUSSTO設立委員らは、まずその存在を合法的に成立させるべく組合としての登録申請を開始したが、結果はNATFと同様、不認可であった。代表生産者らはこの措置を不服として申請対象の労働組合登記官を相手取った訴訟を起こすが、判決は得られないままで延期が続いたため、今度は小規模茶生産者が直面する様々な問題の解決を農業大臣やKTDA幹部に直接申し入れる直接請求行動を開始する。

1997年12月、KUSSTOメンバーは各地から参加者を募った結果、女性や老人も含め約500人の小規模茶生産者がナイロビに集合し、茶葉価格の値上げ要求を訴えながらのデモ行進を実施した。デモ行進では組合の代表によって農業省とKTDA幹部宛に要求項目を記した文書が提出され、これを契機に政府を交えた直接交渉の場が用意されるなど、関係改善の機会もつくられはしたが、KTDAは生産者価格を当時1kgあたり4.5シリングであった茶葉価格を6.0シリングに値上げしたほかは、既に実施されてきた組織再編の枠内で、さらに各製茶工場取締役会に権限を移譲していくことで生産者の要求に対処していることを強調するにとどまった。KTDAの製茶工場の管理からの撤退などをも要求項目として掲げていたKUSSTOは、それらの要求項目に具体的な回答が得られなかったとの理由で、大規模な茶葉摘み取りボイコットを開始する(1998年2月)。

KTDA幹部が、これまで実行に移されてきた組織再編過程の最終段階をなすものとして、公社の「民営化」に関する具体的手続きを記した計画案を作成するのはこのころである。KUSSTOによる茶葉摘み取りボイコットが終わってから2ヵ月がすぎた1998年4月末、全KTDA地域からの生産者代表を集めた5月9日の生産者特別会議の場でこの案は採択された<sup>48</sup>。

<sup>46</sup> Interview with Interim Secretary General of KUSSTO, October 27, 1998.

<sup>47</sup> KUSSTO, March 1998.

<sup>48</sup> *Daily Nation*, May 10, 1998.

#### 4 - 4 KTDA 民営化

KTDA 民営化手続きそのものは、事業体の法人格を変えることによってなる。それはKTDA を、KTDA 条例によって法人格を与えられた農業省管轄下の公営事業(特殊法人)ではなく、「企業法」のもとで法人化された民間株式会社として再編することを意味する。今回の民営化により、1964年以來30年以上にわたって小農部門紅茶事業を管理統括してきたKTDAは、民間株式会社「ケニア紅茶開発会社(Kenya Tea Development Agency Limited: 以下、KTDA(Ltd.)と略記)」として再出発することとなった。

KTDA(Ltd.)それ自体は茶園や製茶工場は所有しないうえ、直接に生産過程への投資を行うのではない。その主たる業務は、茶園開発から製茶工場建設・操業にいたるまで紅茶事業運営上の管理サービスを提供し、代理で紅茶販売に携わることであり、いってみればそれは、紅茶事業全般の管理・コンサルティングを専門とする代理業である。

##### 4 - 4 - 1 所有・支配・管理

一般的に公営事業の民営化は、実際の内容としてはその所有および支配主体を政府から民間人に移行することを意味するにほかならない。KTDA において、所有にもとづく支配実権が政府の手中に残っていることが、意思決定の不透明性や不正管理を放置し、生産者による支配・参加を名目的なものにとどめる重要な要素の一つをなしていたのであるから、KTDA に対する批判や事業内部の混乱を、所有・支配主体の移管によって解決することは時代の不可避の要請であった。ではこの所有の面では、KTDA 民営化によってどのような変化が計画されているのだろうか。これについてKTDA は、1998年役員会報告書計画案で次のように述べる。

KTDA の所有の問題を解決しない限りは、紅茶産業小農サブ・セクターの再編・自由化は完結しえない。国営企業法から除外されてもなお、KTDA は農業法KTDA 条例のもとで法人化された公営事業(parastatal)にとどまるからである。(中略)現行の法人格では、KTDA は「法制度上は」政府によって所有されていることになるが、「事実上は」30万人余の小規模茶生産者全員が所有するものである。政府自体は直接KTDA に投資したわけではないのだから、もしKTDA が解散される場合には、小規模生産者全員がKTDA の純資産額相当の株式を所有する権利を与えられてしかるべきなのである<sup>49</sup>。

KTDA が実際には全生産者によって所有されているとの認識は、事業運営のために投下されてきた資本のほとんどすべてが生産者の茶葉生産とその売上げに由来する、という事実にもとづいている。この認識は、KTDA の設立当初に、製茶工場の所有について採用された考え方と全く同じである。小農民による原料茶葉の生産を事業の中心に据え、それが事業収益の源であることを根拠に、生産者を製茶工場所有主体として確立する制度がもうけられてきた点は、KTDA 事業において最も中心的な特

注<sup>49</sup> KTDA(1998a) p.1.

徴である。同時にこれは、土着資本を育成・強化するという典型的な国家資本としての役割を、KTDAがアフリカ人小農民(が茶販売収益の一部を用いたローン返済を通じて製茶工場など諸設備の建設・運営に投じてきた資本)について果たそうとしていることを明確にあらわすものでもある。

生産者による製茶工場への投資を根拠に所有者は生産者自身であるという事実を前面に打ち出してきたことは、生産者にとって、紅茶生産に参入し、茶園を自家農地内に確立する際のインセンティブとなったにとどまらない。この生産者による土地、茶樹、加工工場の所有という事実は、加工・販売部面の運営状況についてKTDAに説明責任や情報公開を求めたり、自立的な意思決定が可能な領域を拡大しようとする試みにあらわされる下からの統合(生産部面を起点とする加工・販売部面の内部化)へと向かう動きを促進してきた要因そのものである。これがKTDA民営化後には、製茶工場のみならず、管理主体としてのKTDA(Ltd.)そのものにさらに援用される、というのである。

KTDA民営化案によれば、新会社KTDA(Ltd.)の株式は、まずKTDA資産評価を受けて、その評価額のうちの半額相当の株式が発行される。その配分は、発行株数の半分は均等に、残りの半分は1983 / 1984年度から1996 / 1997年度までの期間中に支払われた管理手数料額でみた各工場ごとの貢献率に応じて全工場に配分される<sup>50</sup>。各工場レベルでは、その工場下に登録された生産者に対し、このKTDA株が2種類に分けて配分される。株式A(Management Share, 役員株)は、原料茶葉をKTDAに出荷する生産者全員が一定期間に販売した茶葉の量に応じて無料で配分され所有することのできる株式である。この株式には配当金はないが保有によって投票権が得られる。株式B(Commercial Share, 商業株)は、自分が登録されている製茶工場のものであれば生産者が自由に購入できる株式であり、購入株数に応じて配当が得られるが投票権はない。いずれの株も現在KTDA管理下にある製茶工場に茶葉を出荷する小規模生産者に限って保有が認められる<sup>51</sup>。

このような株式保有のあり方、とくに株式Aは、保有の有無や保有株の多少にかかわらず生産者全員に等しく投票権を確保するための手段である。これはまた、政府やKTDA幹部が当初から堅持し、ことあるごとに事業理念のごとく強調してきたこと、つまり「茶生産者が工場およびKTDAの所有主体であり、事業を支配する主体である」という認識を、株式保有によって具現するものである。

各製茶工場を通じて全生産者によって所有される新生KTDAは、代表選出を通じて生産者によって支配される。生産者は新生KTDAの役員会に加わる生産者役員を、3~4基の製茶工場につき一人、合計12人選出する。そしてこの12人のほか大蔵省事務次官、茶業評議会(TBK)議長、そして専務取締役からなる役員会は、KTDA(Ltd.)の事業政策や管理に責任を持つ<sup>52</sup>。2000年6月には、小規模生産者が所有し統制するこのような事業がケニアの紅茶部門に新たに誕生することが見込まれている。

<sup>50</sup> 1983 / 1984年というのは、それ以後にKTDAの純益が総じてプラスに転じていった年である。KTDA(1998)p.4., Republic of Kenya (1999)p.10. ただし、専門委員会報告書では1997 / 1998年度までとなっている。KTDA(1998b)p.17.

<sup>51</sup> Interview to Tea Officer of Nyeri, September 9th, 1998. Interview to rectory Manager of Ragati Tea Factory, May 5th, 1999.

<sup>52</sup> KTDA(1998a)p.5.(1998b)pp.15-16.

#### 4 - 4 - 2 小農部門保護の新たな枠組み

KTDAの民営化では、KTDA条例の廃止とKTDA民営化によって中央管理主体からの自立性を大幅に増す各製茶工場と、それを所有する小規模生産者による紅茶生産事業を、KTDAにかわって保護する代替的枠組みが考案された。KTDA民営化は、ケニア紅茶産業内でKTDAの保護下にあった小農部門を、大農部門の外資系茶業者との自由競争に開放するものでもあるからだ。

小農部門保護の新たな枠組みとしてとられた手段の一つは、茶業法の改正によってケニア紅茶産業内に残る唯一の法定機関、TBKの機能を強化することである。農業大臣が1999年4月にKTDAの民営化案と並べて議会に提出した茶業法の改正案は、12月に可決された<sup>53</sup>。これによって、茶産業全般を規制・統括するTBKの権限が大幅に強化されることになり、そこでは小農部門代表者が最大多数を占めることになった。小農生産者が代表を通じて自主的に、自らの裁量で外部との関係を調整できるような環境がある程度用意されたといっている。

茶業法の改正と並行して、KTDA条例廃止後に小農紅茶部門の生産・投資を保護する制度枠組として、KTDAおよび農業省政策担当者が考案した措置は、今日まで小農部門を構成してきた全製茶工場、小規模生産者全員およびKTDAからなる組織、「ケニア小規模茶生産者協会(Kenya Small-Scale Tea Growers Association : KSSTGA)」の設置である。

KSSTGAの主な目的は、小規模生産者全員およびその製茶工場会社の共通の利益を代表・促進すること、協会メンバー間の関係、およびメンバーとその被雇用者の関係を調整・改善すること、茶樹栽培や茶生産、運輸などの基準について規定および規則をつくることである<sup>54</sup>。

KTDAの民営化とともに、小農部門内の経営・管理主体と支配・所有主体間に確立され、中心基軸として事業運営を支えてきた統合関係は変わりつつあるが、KSSTGAは外見上は独立した製茶工場を、実質的には従来と変わらないKTDAとの関係につなぎ止めるために用意された組織であるといえよう<sup>55</sup>。

<sup>53</sup> *Daily Nation*, 05/05/1999. Interview with Corporation Secretary of KTDA on the phone, December 22, 1999.

<sup>54</sup> KSSTGA, 1998, pp.1-2.

<sup>55</sup> Interview with Corporation Secretary of KTDA, May 28, 1999.

## 5．小農世帯経済における紅茶生産

ここまで、小農部門における紅茶生産の飛躍的増大を実現可能としたKTDA事業組織の制度的側面に着目して考察してきた。ここでは、小規模生産者による紅茶生産の実態をミクロ・レベルの視点から捉え、飛躍的な生産拡大という事業発展の帰結として、今日の小農部門茶生産がどのような世帯経済の中で実現・維持されているのかを明らかにする。

### 5 - 1 調査手法と調査地の概況

筆者は、1998年8月から1999年5月までケニアに滞在し、農村における生産者への聞き取りを中心に、KTDA紅茶産業に関する調査を行った。農村調査では、KTDAにとって第1基目の製茶工場として1957年に建設されたラガティ製茶工場が担当する区域を対象地とした。ここでは、調査対象地の選定を含めた調査の手法について述べると同時に、調査対象としたニエリ県マジラ郡にあるラガティ製茶工場付近の地域の地理、また社会経済について概観する。

#### 5 - 1 - 1 調査手法

ケニア滞在中、筆者はKTDA紅茶事業について文献収集と関係者への聞き取りを柱とする調査を行った。聞き取り調査の対象は大きく分けて、一方のナイロビにおけるKTDA本部役職層や茶生産地域出身の議員と、他方の農村調査地におけるKTDA関係者、ならびに茶生産者である。上記の調査期間は、後述するような生産者組合による全国規模の運動が行われた数カ月あとにあたり、KTDA体制側と組合運動を指導・支持する生産者側との間の緊張関係が最も顕著な時期であった。

農村調査の対象地としては、アフリカ人茶生産者向けの製茶工場として、最初に建設されたラガティ製茶工場を中心とするニエリ県マジラ郡ラガティ地域を選んだ。ラガティ地域を選択した理由は、同地域が1950年代初頭からアフリカ人農業への紅茶生産導入の試験事業が行われ、また、最初の製茶工場が建設されたところであること、そして同地域は近年における生産者組合活動の活発な地域の一つでもあることから、アフリカ人農民による紅茶生産の歴史、および生産者と公社の関係の変化について調査するうえで典型的な事例地域たりえると考えたからである。

ラガティ地域での調査は、同地域での紅茶生産発展過程を知るキー・パーソンに対し、自由形式で行った聞き取りと、茶生産者について行ったサンプリング調査からなる。本章の叙述が主としてもとにしているサンプリング調査については、筆者はニエリ県ティー・オフィスで登録されている生産者全員の名前を各製茶工場、および集荷センターごとにまとめた名簿のうち、ラガティ製茶工場のものを入手した。この名簿を使って、まずラガティ地域にある33の集荷センターのそれぞれについて概況を把握したうえで、そのなかから有意に一つ、マグトゥ郷ガセフ村( Gathehu Sub-Location )のガセフ集荷センター( Gathehu Buying Center )を選んだ。情報の入手しやすさの点で当初考えていた集荷センターは、上に述べたような組合運動が、ほかより活発なイリアイニ郷の方に含まれており、ラガティ製茶

工場の取締役会によってイリアイニ郷のセンターを一つ選ぶ方法は好ましくないとの指示を受けた。そこで筆者は、対象とする集荷センターの生産者がKTDA体制側、組合運動側のいずれかにのみ影響力を受けていることがないように、製茶工場の取締役やKTDA職員、そして組合運動主導者を輩出していない集荷センターであり、かつ生産者組合が主導した種々の運動においても、中道路線にあったとみなされる集荷センターを協力者に選出してもらった。その中から道路などアクセス上の利便性を考慮した上で、有為に選択したのがガセフ集荷センターである。聞き取り調査の対象には、ガセフ集荷センターにその時点で登録されていた106人のうち、無作為に42人(42.4%)の生産者を抽出したが、このうち4人の生産者については面接の機会を最後まで得ることができなかつたため、最終的に有効なサンプルとしては38人(35.8%)となり、本論ではこの38人を分析対象とした。本調査では、分析の対象としては世帯を単位としつつ、世帯主であるか否かは別として、抽出されたサンプル本人に聞き取りを行った。

## 5 - 1 - 2 概況 ニエリ県

首都ナイロビから約160km北へ行くと、ナイロビに北接する中央州の州都ニエリ・タウンに着く。ニエリ県の役所(Nyeri Municipality)もここに位置する。ニエリ県は西端のケニア山(5199m)と東端のアバデア山脈(3999m)に挟まれた面積3,266km<sup>2</sup>、人口約76万4000人(1999年推定値)の県であり、その森林資源や水資源の豊富さ、また土壌の豊かさは、多分にこの二つの山地に挟まれ、全体として高地で起伏に富んだ地形によるものである。ケニア山やアバデア山脈麓付近の海拔1600~2000m以上のところで、年間降雨量は1000~1500mmに及ぶ。

ニエリ県に住む人口の大部分はキクユ人である。キクユ人は16世紀頃にケニア山北方から、現在ニエリ県やキアンブ県、ムランガ県などがあるケニア山南方の高地地帯に移住してきたとされている。農業生産を中心に家畜の飼育も行う混合農業がキクユ人の生業であることから、ニエリ県の経済に主として貢献するのは県面積の8割を占める小農部門である。小農世帯の平均保有地面積は、県南部にあって土地の生産力に富むテトゥ(Tetu)、オザヤ(Othaya)、ムクルウェイニ(Mukurweini)、マジラ(Mathira)の4郡と県都(municipality)で1.92エーカー、県北部域にある東・西両キエニ郡では2.17エーカーとなっている<sup>56</sup>。キクユ人社会では、かつて土地は「ムバリ(mbari)」とよばれる大家族によって共同で保有されていたが、植民地支配末期に土地の自由保有制度が確立されたのちも、土地が人々の生活全般にわたって最も重要な物理的、精神的基盤をなすことに変わりはない<sup>57</sup>。

北部高原地帯の西キエニ(Kieni West)および東キエニ(Kieni East)の両郡(Divisions)は、かつて植民地政府によって大規模な土地収奪が行われ、いわゆる「ホワイト・ハイランド」とされた地域の南東の端にあたる。その頃にはヨーロッパ人が多く入植し個人農場を経営したが、独立直前から白人所有者によって放棄された農地の分割とアフリカ人による入植が始まり、現在もアフリカ人による土地の分割購入・入植が続いている。現在このあたりでは入植したアフリカ人が中規模な農場経営を行い、牧

<sup>56</sup> Republic of Kenya(1997b)pp.5, 8-9, 13.

<sup>57</sup> Muriuki G.(1974)pp.29-36., Berg-Schlosser D.(1984)pp.47-51., プレスリー(1999)pp.30-36.

畜をはじめ小麦、メイズなどの商業生産に従事する光景がみられる(ニエリ県の地図については38頁の図3参照)。

こうした北部の両キエニ郡に対し、ニエリ県南部のテトゥ、オザヤ、ムクルウェイニ、マジラの4郡は、かつての原住民居住地である。1989年における平均人口密度をみると、両キエニ郡では65.5人/km<sup>2</sup>であるのに対し、南部4郡は414.8人/km<sup>2</sup>と、前2郡の6倍以上であった(ただし最も人口密度が高い行政区は役所区[Municipality]の548人/km<sup>2</sup>)<sup>58</sup>。東西両端の森林地帯に挟まれて中央部にひろがっているのが、コーヒー、紅茶の生産地域である。

マジラ郡マグトゥ郷(Magutu Location)にあるラガティ製茶工場株式会社は、マジラ郡の中心地であるカラティナ・タウン(Karatina Town)から約20kmのところの位置し、マグトゥを含む周辺の4つの郷(マグトゥ(Magutu)、イリアイニ(Iriaini)、コニユ(Konyu)、ルグル(Ruguru))は33の集荷センターに登録された5000人余りの生産者を擁している。本論では、ラガティ製茶工場および集荷ベースが茶葉集荷・加工を担当しているこれらの4郷に及ぶ地域をラガティ地域と総称する。以下で、筆者がサンプル調査の対象として選んだガセフ集荷センター管轄下の地域を中心に、ラガティ地域の今日の社会経済について概観を紹介する。

### 5 - 1 - 3 調査地域(マジラ郡ラガティ地域)の社会経済

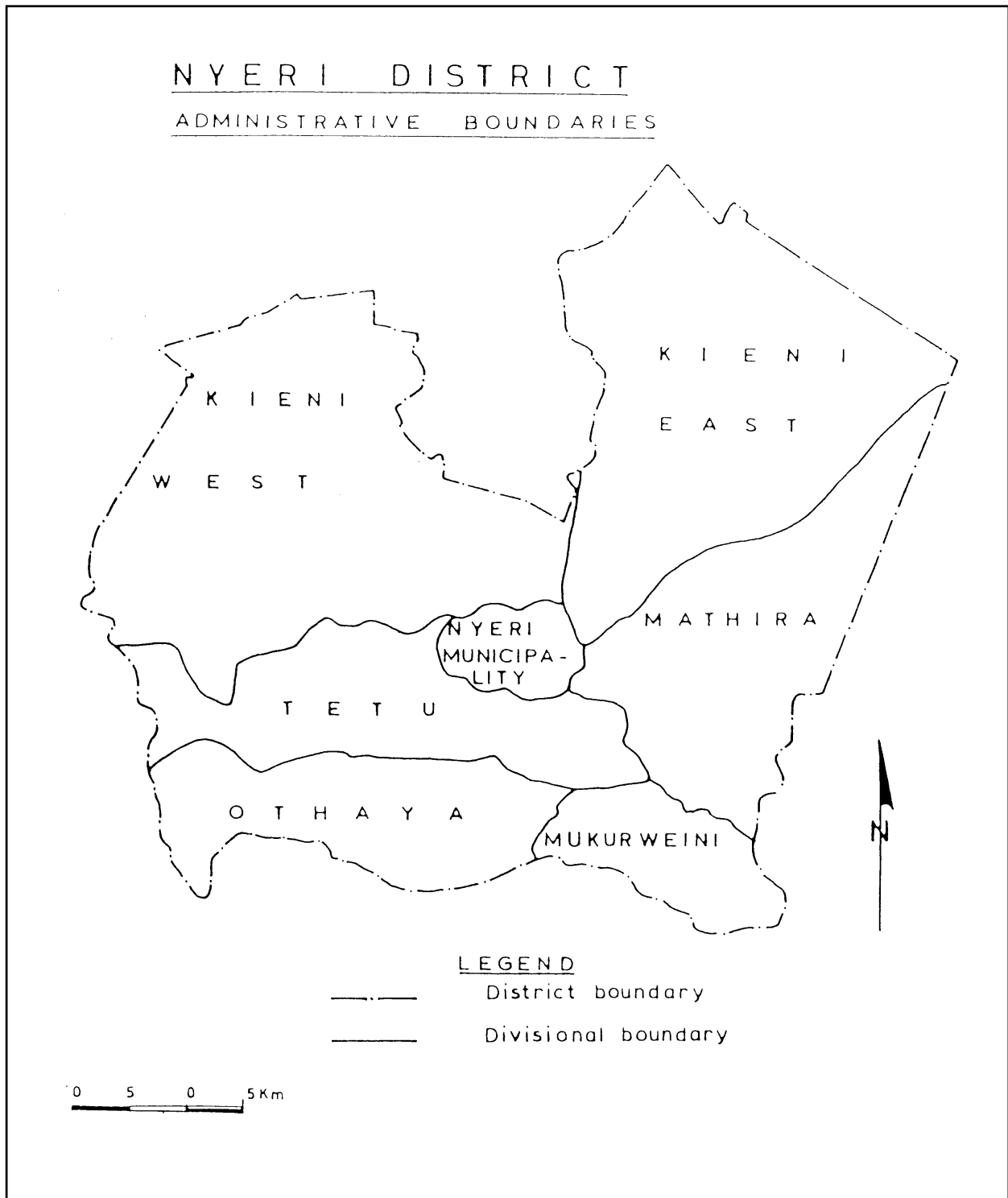
ラガティ地域を含むマジラ郡は、県都ニエリ・タウンの東側に隣接する人口約14万6000人(1989年センサス時、1999年推定値では約18万3000人)、面積389km<sup>2</sup>の郡である。ナイロビから上述のニエリ・タウンに向かう途中、その数km手前で、我々はカラティナという人口約2万4000人の町を通る。マジラ郡の中心町であるカラティナは、ナイロビから比較的近いことや、サガナやナンユキといった旧ヨーロッパ人入植地(現在はアフリカ人が入植・営農する)をつなぐ物資運搬用の鉄道(ナンユキやナルモロ以北の入植地域からメイズや麦、肉牛などの農産物や、種々の資材などが運び込まれる)が走っていることもあって、交通また流通の拠点として重要な位置を占めている。また多くの商店や主要金融機関の支店が建ち並ぶカラティナでは、経済活動は概して活発で、ことに週3回ひらかれる市の日には、町は農産物の流通拠点としての活況を呈する。このカラティナ・タウンからガセフ村までの距離は約9km、マタトゥ(個人が運営する乗合マイクロバス)に乗れば10分とかならない近さである(ガセフ村の地図については39頁の図4参照)。

このカラティナ・タウンの1kmほど手前にある三叉路で、ナイロビ - ニエリを結ぶメイン・ロードからラガティ川に沿うように1本の道が北に向かつてのびている。この道に沿い、ケニア山の頂上を前方に見ながら約7km進めば、ケニアで最初にアフリカ人小農民用に建設されたラガティ製茶工場にたどり着く。こうした製茶工場周辺にのびる舗装道路は、この製茶事業のために特別に整備・管理されてきているので、俗に「紅茶の道」と呼ばれている。ラガティ製茶工場へ通じるこのティー・ロードをへだてて西側がガセフのあるマグトゥ郷で、東側がイリアイニほかの郷である。筆者が調査対象に選んだガセフ集荷センターは、三叉路を北へ入ってから製茶工場に着くまでの中間あたりでラガティ

<sup>58</sup> Republic of Kenya(1997b)pp.15-17, 23-25.



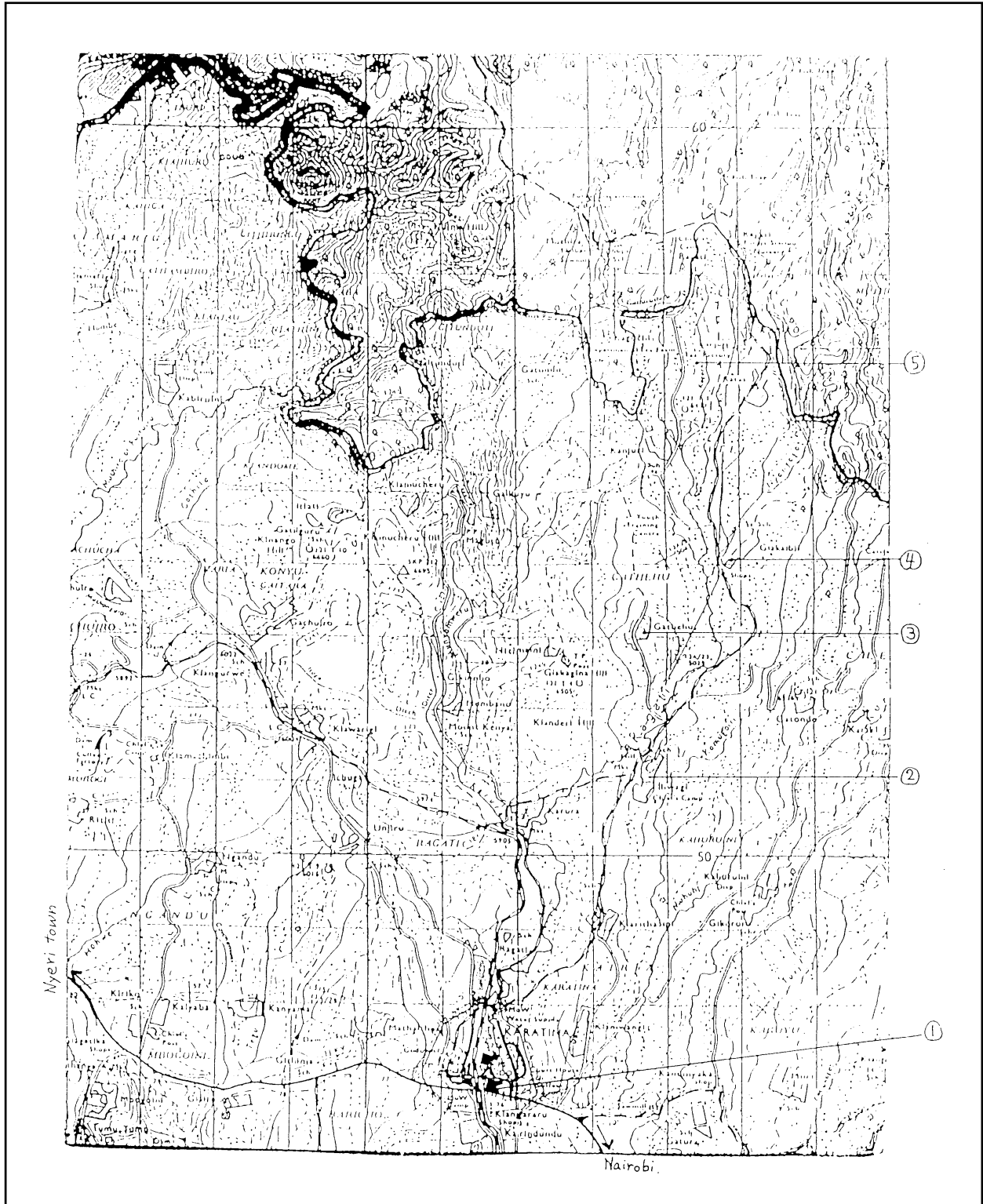
図3 ニエリ県の郡



出所 : Republic of Kenya( 1997b )p.8.

図4 ガセフ村の地図

カラティナ・タウン    イホワギ    ガセフ集荷センター    ギアカイベイ    ラガティ製茶工場



出所 : Survey of Kenya(1961)

川にかけられている小橋を渡ったところにある。集荷センターと製茶工場を結ぶ道路といえども、メインのティー・ロードから分岐している小道は舗装されていないことが多く、雨期が近づくと、こうした小道には集荷トラックの運行に支障が出ないように石が敷き詰められる<sup>59</sup>。

ガセフ村からカラティナまでの間と、ガセフ村からラガティ製茶工場までの間には、雑貨屋、穀物製粉所、肉屋、洋裁屋などの商店や獣医の詰め所、警官詰め所、公衆電話が建ち並ぶ小さな農村の町、イホワギ(Ihwagi)とギアカイベイ(Giakaibei)がある。横の広場では市も開かれ、近隣の人が家庭での余剰作物や古着を販売する。ラガティ地域(とくにガセフ村を含むマグトゥイリアイニ郷)の住民は、日常生活に必要なものはたいていここで手に入れることができる。

この地域で利用されている主要なエネルギー源は、薪ないし木材(産業用)で、ニエリ県全体ではエネルギー利用の約8割(都市部で7割、農村部で9割)が薪・木材によるものであった。農村では近くをはしる電線があれば家庭に電気を引くこともできるが、これが実際にできるのはかなり上層の世帯のみである。あかりや調理には灯油を使うランプやストーブ(調理台)が用いられる。上水道については、川から地下にパイプを通して家庭に水道を引くという作業が1970年代に行われたところもあるが、そうでないところやパイプの修復が必要なところでは、新たなパイプを川から引く作業が集落レベルで自助的に行われている。家庭でのそうした水道の有無はまちまちで、たいていの家には雨水を貯えるためのタンクが据え置かれている。家庭内に水道設備を持たない人々は日常的にはこのタンクから水を汲むが、降雨不足になると直接近くの川に水を汲みにいく。

ガセフ村を含むラガティ地域は、その恵まれた土壌や気候条件のため、農林牧畜業それぞれの潜在性・適性が高い。同地域の農業は、家族成員の労働力を中心に利用する家族労作経営で、家畜の飼育と作物生産のいずれも行う混合農業である。生産される作物としては、紅茶・コーヒーなど純粋に市場向けに栽培される多年生作物がある。このほか、キャベツやトマト、人参、じゃがいもなど約3カ月のサイクルで生産でき、都市部での需要の高さゆえに、市場価格も比較的高い蔬菜の生産も盛んである。メイズ(トウモロコシ)も各世帯でふつうに生産されるが、ほとんどは自家消費向けで、主として市場販売向けに生産されるのはじゃがいもをふくめた蔬菜のほうである<sup>60</sup>。

年間を通じて冷涼で降雨量も多い同地域では、作物生産を制限する季節というものがあるが、さほど明確にはないため、スプリンクラーなどを設置し灌漑を行えば、トマトやキャベツは一年中生産することができる。このトマト、キャベツについては、需要に対して供給量が減る時期には短期のうちに大きな収入を得ることができるが、大雨などで他地域でもこれらの作物生産が増えたときには価格が暴落し、生産者は豊作貧乏とならざるをえない。人々は市況の他に、所有する地片の面積や傾斜度、水利条件などに鑑みて蔬菜と多年生作物生産の選択を行うが、概して水利に恵まれた平坦地では短期で実入りのよい蔬菜を中心に作付けし、傾斜がきつく土壌流出の点で蔬菜栽培には適さない斜面の土地ではコーヒーや紅茶のほかユーカリやワットルなどの樹木、つまり、多年生作物の作付けが選択される傾

<sup>59</sup> 道路整備の経費には茶生産者の支払金額から差し引かれる道路税が充当されることになっているが、この道路税が不正に使用され、道路環境が悪化の一途をたどったため、生産者の大きな不満材料となってきた。

<sup>60</sup> この地域で主に食されているものにはメイズの他にじゃがいも、豆類があり、メイズはウガリ用に製粉して食べるより、乾燥した粒をそのまま豆やつぶしたじゃがいもや他の青野菜などと混ぜてゆでる食べ方が、キクユ人の料理法として主流である。年間を通じて冷涼で降雨量も多い同地域では作物生産を制限する季節というものはさほど明確にはないので、他地域でメイズが収穫されない時期に房状のメイズを市場で販売すると高い値がつく。

向がみられる。

同地域で飼われている家畜には乳牛・肉牛の他、鶏やヤギ、羊、まれに豚などがあり、どの世帯でもたいてい何らかの家畜が最低一種は飼育されている。現金稼得につながる活動では乳牛の飼育が中心をなしている。かつて同地域ではコーヒー・紅茶生産以前から乳牛飼育および生乳販売が盛んだったが、ケニア乳業協同組合(Kenya Cooperative Creameries : KCC)が独占的に生乳の買い付け・加工販売を行っていた乳業部門では1992年になって流通が自由化され、民間の加工工場が生産者からの生乳の買い付けと牛乳の加工・販売を行うようになっていく。

紅茶生産以前の1930年代、1940年代には、樹皮からとれる油が靴磨きクリーム of 原料となるワットルの栽培を中心とする林業も盛んに行われていた。労働投入をほとんど必要としないとはいえ、栽培過程に長い年月を要するために実入りのさほどよくないワットル産業は、紅茶生産が開始されてから急速にこれに取って代わられた。しかしながら同地域は高地の森林地帯に隣接しているため、現在でも個人や自治体が所有する製材所が要所に点在し、自家所有地内に植えられたワットルやユーカリ、松などの木材を売って所得を得る人が今でも少なくない。いまでも、この地域は、膝から腰くらいの高さの茶樹がなだらかな丘陵地のほとんどの斜面を覆っている光景が一般的であるが、かつて多くのワットルが植えられ、それ以前には放牧やサトウキビや芋類をはじめとする食糧作物の栽培が行われていた。植民地政府は、深刻な土壌流出や土地の疲弊につながるとして、斜面での一年生作物栽培や過放牧を改めるべく、家畜の間引きや一年生作物栽培用の段々畑の造成、ワットルほかの多年生作物の導入につとめていたのである。しかし、農業生産による生活の場を原住民居住地内にとどめられたアフリカ人社会の貧窮化が一般的に進行するなかにあっては、こうした試みもさして効果を持たなかった。水面下ではすでに植民地支配からのアフリカ人解放の試みが始まっており、1950年代にはいって、これがニエリ県を含む中央州全土に土地解放自由軍(KLFA)によるゲリラ闘争という形で表面化したこと、そして、こうした不安定化が同地域のアフリカ人農業・農村への製茶事業導入の契機をなしたことは、すでに述べた通りである。

筆者が聞き取り調査を行ったサンプル生産者38人のなかでは、1950年代すなわちSCDAの設立以前の試験段階で茶栽培を開始した生産者は6人(うちラガティ製茶工場への販売が開始される1957年以前に開始していたのは3人)であった。続く1960年代には最も多い12人が茶栽培を開始している。ごく大まかに見て、これらの時期に開始している生産者が、同地域での茶生産においてはその一代目に相当するといえる。サンプル生産者の3割が1960年代に開始していることには、SCDAが設立され(1960年)これまでの試験的事業を引き継ぎ正式な経済事業として運営を開始したことが大きな背景としてあるが、もう一つそれ以前に、1950年代末に行われた土地登記事業が同地域でひととおり終わり、同地域の生産者が土地の面で茶樹の植え付けを開始する環境が整っていたことも影響していると思われる。

1970年代以降に茶栽培を開始した生産者は10年ごとに8人、9人、3人となっている。一代目生産者を父に持ち、その親の代から茶栽培を譲り受けた生産者をはじめ、これら1970年代以降に栽培を開始した生産者は、同地域においておおむね茶生産者二代目に相当するといえる。むろん各代でも年齢そのものには開きがあるので、この年齢だけをみれば、二代目生産者の中でも30代など若手はすでに三代目を形成しつつあるともいえる。ただ、サンプル生産者の中には祖父母の代が茶生産を開始して

いたという世帯は見られなかったため、さしあたってここでは、主として二代にわたって行われてきた同地域の茶生産が、筆者が調査を行った1998年時点では新しく三代目に継承されはじめた段階にきていることを確認しておく。

## 5 - 2 茶生産における土地利用

### 5 - 2 - 1 茶生産以前の土地利用

茶樹の栽培には、樹木や多年生作物以外の栽培には不適切な斜面の土地がつかわれる。メイズなどその都度植え替えを行う一年生作物を栽培すれば土壌流出を引き起こすおそれがあるためである。苗木の植え付け時に県農業局からKTDA事業に派遣されている茶専門の技術指導員は、植え付けに適した区画について上述のような指導を行っている。起伏に富んだ丘陵地帯である同地域では、茶樹栽培以前の換金作物としてワットルの栽培が盛んであったことは既述した。今日同地域で茶樹が覆っている丘陵の斜面には、かつてワットルの木々が多く植えられていたのであるが、1950年代半ばにアフリカ人指定地域における土地の自由保有制度確立と商業的農業の導入を提言したスウィナートン計画実施前後に、同地域のアフリカ人農業にも茶生産が導入されて以来、人々は次第にワットル林を切り開き、茶園へと変えていった。実際に多くの生産者が、茶生産の開始時には草木の生えた未利用地ないしはワットルを植えていた地片を開墾し、茶樹の植え付けを行っている。38人のサンプル生産者中、未利用雑木林を開墾したのは6人、ワットル栽培を茶樹に切り替えたのは15人であった。

1950年代後半に、アフリカ人からの茶葉購入の義務を負う流通機構が設立されたことで、摘み取った茶葉の販売先市場が確保された。同地域の農業には、いったん摘み取りを開始すれば一年を通じて毎月確実に現金収入を得ることができ、なおかつ、それを長期にわたって持続できる作物が登場したわけである。年末に1年分の支払いの最終調整として行われる二次払いがあることも、ちょうどそのころに学費の支払いという重要な出費の必要に迫られる人々には大きな魅力であった。ワットル栽培が茶樹栽培に急速に取って代わられたのはほぼ必然の成りゆきであったといえる。

ところで、現在茶樹の植えられている土地に、以前にワットル栽培以外の経済目的の利用があったと答えたのはサンプル中9人で、そのうち放牧に利用していた5名以外はさつまいもやメイズ、サトウキビを栽培していた(それぞれ4人、2人、1人)。この点から茶樹栽培の導入が直接に同地域における食糧生産に大きな影響を及ぼしたとはいいいにくい<sup>61</sup>。茶生産の開始による食糧生産への影響については、むしろ次のことが指摘できよう。それは、20世紀初頭に導入された徴税制を契機に、賃労働をはじめ現金稼得を目的とするアフリカ人の経済活動が開始されて以来、同地域の農業では市場販売向けの農作物生産や乳牛飼育そしてワットル栽培が盛んになり、これらが、すでに労働力配分の点でも

<sup>61</sup> これは、ニエリ県がメイズを主とする食糧作物の純輸入地域であることを強調したケニア政府のニエリ県開発計画書( Republic of Kenya( 1997b p.26 )の観察と矛盾する。これに関連して、リトルなどは契約栽培がメイズ生産の低下させる傾向を指摘しているが( Little P. D( 1994 pp.226-229 )。同地域ではメイズ生産にとっての自然条件の点での適正はじゃがいもなどの蔬菜に比して低く、紅茶契約栽培の食糧生産へのマイナスへの影響としてこれをみなせるかどうかは疑問であり、両者の厳密な関係については長期にわたる比較分析が課題として残されている。

耕地面積の配分の点でも自給用食糧生産の位置づけを相対的に縮小させていたという素地があったということ、そして、多年生作物である茶樹栽培の開始は、食糧生産をめぐる既存の状況を固定化したということである。というのも、もしこうした販売市場が保証された換金作物の導入がなければ、相対的に生産に不適切な斜面にも、段々畑を造成して食糧生産が可能な環境をつくり出す方法は残っていたからである。

この当時、貨幣経済がますます浸透し、子弟の教育や家族の医療などに出費が欠かせなくなる一方で、アフリカ人農民は土地のフロンティアを白人入植者の土地収奪によって奪われており、限られた土地内での集約的農業を営むことを余儀なくされていた。農村内での現金稼得機会は限られており、男性世帯主は現金所得を得るべく村外に賃労働の機会を探していた。そうした状況のなかで茶生産は、契約栽培制度ゆえに比較的安定した価格での市場が確保された作物として導入されたのであるから、これがアフリカ人農民の多くにとって、ワットル栽培や食糧作物生産よりも安定的な現金収入源として一層魅力を持っていたであろうことは想像に難くない。ある生産者によると、当時の彼にとってそれは「ゴールデン・チャンス」だったという。

## 5 - 2 - 2 茶園規模の分布

表5 - 1は、サンプル生産者の茶園面積を茶樹栽培を開始した年代別に示したものである。サンプル全体の平均茶園面積は、1エーカーを若干上回る1.14エーカーであるが、実際には1エーカーに満たないサンプル生産者が全体の47.4%にもものぼる。SCDA時代から設けられていた茶樹作付面積の上限(1エーカー以下)がのちに廃止された結果、実際には1エーカーを上回って茶樹を植え付けている生産者がサンプルの半分以上になっている。

開始年代が早い生産者ほど広い面積の茶園を経営している傾向が見受けられる。理由の一つは、生産者が茶園を複数年かけて徐々に拡大していく傾向があり、開始年の早い生産者ほど何年もかけて茶園を拡大してきた、という背景がすでにあるからである。またもう一つには、初期に開始した生産者ほど比較的大きな面積で開始することにおいて土地の面でも投入財入手の面でも有利であったということが指摘できる。試験段階では、アフリカ人生産者は苗床をつくるためのビニールシートや苗木、肥料など、茶栽培開始にあたって購入すべき投入財を掛け売りで購入することができ、開墾にも当局が労働班を送って手助けしていた。正式な事業段階に入ってから、掛け売りで購入できるのは肥料のみとなっており、新規に茶樹栽培を開始する者は、土地の開墾から苗床用の肥料、ビニール製のシートおよび鉢などの購入まで、すべて必要経費は自ら現金払いで賄わなければならない。

表5 - 2には、所有地面積別の茶園面積の分布を示している。先の表からもすでに明らかであるが、20エーカー以上や50エーカー以上という小農部門では、大規模な土地を有している生産者であっても茶園は平均値を大きく上回る様子は見られない。これには、そうした大規模な所有地面積の大部分がこのマジラ郡以外の他の場所で新規に購入した土地の面積であり、事実上、同地域には用途が何であれ所有地を拡大する余地がもはやないということが背景にある。こうした状況の中では、所有地規模が相対的に小さい生産者の世帯においてほど、茶園面積がその所有地全体に占める割合はおのずから高いであろうことが予想される。その実状を表5 - 3に示した。

サンプル生産者の茶園面積が所有地全体に占める率は、土地面積で見た上層の生産者ほど小さく、下層ほど大きくなっていることが平均値からわかる。所有地が3エーカー未満のサンプル生産者の中では、最下層に位置する生産者の中で、茶園面積は平均で土地全体の35%以上を占め、3エーカー以上7エーカー未満の下層世帯でもほぼ30%を占めているのに対し、所有地が7エーカー以上の中層になると、茶園面積が占める率はそのほぼ半分にまで下がる。所有地規模が20エーカー以上の上層生産者の世帯では、茶園面積は所有地の1割にも満たない。このことは、下層の生産者ほど農外の所得源を持たない限り現金収入源として茶生産に依存せざるをえない状況があることを示している。のちに茶生産以外の経済活動について詳しくみるが、中層に位置する生産者についても少なからずこのことがあてはまる。というのも、彼らは他の場所に土地を購入しても、そこをただちに開発して経済活動を行っているわけではなく、ガセフでの茶生産や他の農作物販売、あるいは賃労所得によっている場合がしばしばだからである。

### 5 - 3 茶生産における労働投入と所得

茶樹栽培にかかわる作業過程は、(1)苗床での苗木育成、(2)茶園の造成および植樹、(3)木および茶園全般の管理(枝打ち、施肥、除草など)、そして(4)茶摘みの大きく四つに分けられる。

- (1) 1960年代末までの小農部門紅茶事業では、茶生産開始の希望者には、SCDA(のちのKTDA)が所有・管理する苗床で、植樹段階にまで育成された植樹用実生苗が、最低1000株(1単位)から掛け売りされていた。しかし1968年から同事業には接ぎ木苗の育成技術が導入され、苗木を育成する作業は生産者個人が用意する小規模な苗床で行われるようになるとともに、KTDAは苗床建設に必要なビニール製のシートおよび鉢、肥料を、掛け売りではなく現金と引き換えで生産者に販売するようになった。実生苗は植樹段階までに苗木を育成するのに時間と経費がかかるうえ、個々の種子から育成された実生苗は、生育度や茶葉の質、そして生産性などが茶樹によって様々であった。しかし接ぎ木苗には、植樹までに要する時間と労力が節減でき、優良品種の苗木を原木として選ぶことで高品質・高生産性の苗木を普及させることができる、という利点のあることが指摘されている。実際、接ぎ木苗の手法が導入されてから、KTDAにとってこうした時間と費用の点での問題は大きく改善された。生産者は苗木の入手をかつてのように待たずに、接ぎ木用の切り枝を近隣の生産者から入手すれば、苗床で6～9ヵ月間世話したあと、指定の地片に植え付ける。
- (2) 生産者は、茶樹栽培開始(苗床設置)の申し込み段階で、専門の指導員の訪問を受け、農地のなかでどこに茶樹を植え付けるかの指定や、耕起および植樹作業の際にとるべき土壌流出や病虫害を防ぐための対策などについて指導を受ける。これらの作業は主として男性によって行われる。
- (3) 茶樹はそのまま放置すれば10mほどの高さにまで成長するので、生産者は、植え付けから約3年のあいだ主として剪定によって摘み取り作業がしやすい形に株を整えながら、苗木が約1mの高さに育ち、摘み取り段階に入るのを待つ。いったん摘み取りの段階に入った株については、

葉の生育度を回復し、株の高さを作業しやすい高さに保つ目的で2、3年に1度の枝打ちを行う。これは一般的に経験のある男性が行う作業で、自分でできる生産者もいれば、人を雇って行う生産者もいる。施肥や除草は、雨期の降雨にあわせて、とくに除草は降雨のあとの下草の生え具合に応じて行われる作業である。ただし、他の多年生作物と異なり、茶樹の場合は植樹から約4年目以降は、この除草作業はさほど重要ではなくなる。というのも、地面を覆うように横に広がって成長する苗木の枝葉が日光を遮ることで、雑草の成長がある程度は抑制されるからである。大農部門のプランテーションでは除草剤が利用されているが、小農部門では除草作業は手または鋤を利用して行われる。

- (4) 茶葉の摘み取り段階に入ると、雨量や土壌の肥沃度に応じて1週間から2週間の間隔で摘み取りが行われる。日常の労働過程の大部分を占めるこの作業の6～7割は女性によって行われる。茶園はたいてい植え付け時期のずれによっていくつかの部分に分けられ、これに応じて発芽期も厳密に同時ではないため、人々は茶園の中で日ごとに場所を変えながら、発芽の盛んな雨期には毎日から数日おきに摘み取り作業を行う。茶の芽は適切時に摘み取りを済ませなければ、生育に必要な養分や労働力を不必要に茎のほうに取られることになる。つまり摘み取りの際には、葉の下の茎の部分も摘み落とさなければならなくなり、その作業時間の分だけ葉の収量を落とすことにもなるのである。降雨後の摘み取りのピーク時は、他の食糧作物の作付けにおいても労働が最も必要となるときでもあるため、摘み取りに投じる労働力の不足が、生産者が茶生産を増大させるうえでの制約要因となっている。

ところで、茶葉生産は極めて労働集約度の高い作物と言われるとおり、たとえば主食のメイズには1エーカーの土地につき1年に300時間の労働が投じられるのと比べて、最大生産量に達した茶樹(1本の株からの茶葉の生産量が最大になるのは摘み取り開始から数年後である)が植えられた1エーカーの土地については、1年間に約2000時間もの労働が投じられる。茶生産が労働集約的であるのは、この摘み取り作業のゆえである。というのも、上記1、2の作業は新規に茶樹栽培を開始する時、または新たに茶樹を増殖し茶園を拡大するときに、その新しい苗木について一度だけ行う作業であり、また枝打ちは2、3年に一度の作業である一方で、摘み取りは、とりわけケニアではほぼ一年中、1～2週間の間隔で行われ続けるからである。100年以上といわれる茶樹の生産寿命の中で茶樹に費やされる労働の大部分はいうまでもなくこの摘み取り作業なのである<sup>62</sup>。

原料茶葉の生産にかかわる労働過程のうち大部分を占める摘み取り作業について、サンプル生産者の労働力利用の形態をみると、自分をのぞく家族か雇用労働者を利用する生産者と、自分自身も参加する生産者はちょうど半数ずつであった(後者のうち2人は自分自身が労働に加わるのはピーク時のみ)。表5 - 4および表5 - 5には、茶園での摘み取りを中心とする作業につくのが雇用労働者中心であるか、家族労働力を中心としているかといった労働力利用のパターンと、それぞれに該当するサンプル生産者の数を、茶園面積別(表5 - 4)、および生産者の年齢層別(表5 - 5)に示した。さらに表5 - 6には、雇用労働者を利用すると答えた30人のサンプル生産者について、その内訳、つまり雇

<sup>62</sup> Carr S. J.(1993)p.xv.



用労働力の利用形態別の人数を示した。

これらの表から明らかなように、サンプル全体の9割近く(33人)の生産者が家族労働力を利用し、またほぼ8割(30人)が何らかの形で少なくとも生産のピーク時には家族外の人を雇って茶園での作業を進めている。その30人について、労働力の雇用形態の内訳をみると、賃金が月極の常雇労働者を利用するケースも少なくない(13人)が、臨時に雇って収穫量に応じて支払う場合が中心である(28人)。これらの臨時雇いの人手となっているのが近隣に住む女性であり、その多くは自分の農地に茶樹を持たないか、持っても小規模であるために摘み取りのできる葉の量が少ない場合が多い。さらに、こうした労働力利用の形態を茶園面積との関連でみると、茶園面積が小さい生産者ほど家族労働力への依存度が高く、茶園面積が大きくなるほど雇用労働力への依存度が高まる傾向があることがわかる。また、年齢が39歳以下と70代の生産者世帯では家族労働が中心をなしている傾向があるのに対し、50代から60代の生産者の世帯では雇用労働が作業の主力をなしている傾向がみられる。これには、子弟の多くが就学中であるために在宅時間が減ることや、男性世帯主が他部門ないし他の場所で就労する場合などが関係していると思われる。

ところで、茶生産に対する支払いには、予想価格に基づき1ヵ月の販売量に応じて支払われる月々の一次払いと、年度末に市場での実質収益にもとづき過不足を調整して残余分が支払われる二次払いがあり、一次払いが支払総額(一次払い+二次払い)のうちに占めるのは約2割から3割程度であるため(1996年から1998年の3年間の、ラガティ製茶工場会社についての平均は24.7%)、全体として生産者間に雇用労働力を利用する傾向が高い状況を見ると、生産者の月々の実質所得はかなりの程度、この労賃支払いに費やされていることが考えられる。このことは、同地域における調査時点での出来高払い賃金の相場が、茶葉1kg当たりの一次払い価格6.0シリングのうち4.0シリング(ただし1998年1月以前は4.5シリングのうち3.0シリング。いずれも66.7%)であることから明らかであるが、表5-7には、労働力利用の形態別にみた実質所得の実例をいくつか示した。

一次払いとして生産者に月ごとに支払われる総額から、基本天引き額(管理手数料が1ポンドにつき10セント、道路整備料金と物品税がそれぞれ支払額の1%、2%)および労賃を差し引いたあとに残る実質所得は、月極め払い労働のみを利用して摘み取りを行う(1)の場合で21.5%、出来高払いでの労働者のみを利用する生産者(2)(3)で28.2%となっている。ごくわずかしかないものの、家族労働力のみを利用する生産者の場合は、実質の一次払い所得は基本天引き額を差し引いた残りの95.1%となる。労働力調達を家族外に依存する生産者世帯では、毎月の茶所得の約7割がこの労賃支払いのために利用されていることがわかる。

さらに、こうした生産者の毎月の実質所得は、年間支払総額のうちではどれくらいの部分を占めるのだろうか。生産者が毎月手にする一次払い額には当然ながら月々の生産量に応じて幅が生じるが、便宜的に1997/1998年度の生産高に基づき平均額を算出してみたのが表中の(a)である。そして、一次・二次払いをすべて加算して天引き額や労賃を差し引いた年間の実質収入総額のうちで、この一次払い額として月々の得られる平均収入がどれくらいの部分を占めるかということ、(1)は0.5%、(2)(3)が0.6%、そして(4)(5)(6)が1.7%である。ちなみに、ケニアの農業関連産業部門における法定最低賃金の月額は、18歳以上の未熟練労働者の場合で1095シリング、18歳未満の未熟練労働者の場合は同部門で最も低い額である781シリングであった(いずれも推定値)<sup>63</sup>。この最低賃金と比較する

と、一次払い・二次払いの合計額に基づく月平均所得(表中のa + b)は、これらをはるかに上回っているとはいえ、実際に茶生産者が毎月手にする一次払い所得(表中のa)は、これら農業関連産業部門の最低賃金にも満たない場合が大部分を占めているのである。

茶はその販売先が確保されており、年間を通じて比較的安定した現金収入をもたらす作物であるとはいえ、毎月得られる所得がこのように限られている状況では、生産者は多くの場合、日々の生活においてこの茶生産所得のみに依存することはできない。では、茶生産者がどのようにして茶生産の所得だけでは足りない日々の生活の必要を補っているのかについて次にみてみよう。

#### 5 - 4 その他の経済活動と投資・支出

サンプル生産者世帯において、茶生産所得以外にどのような手段で現金所得が得られているか、その所得源の組み合わせの形態とその分布を、所有地面積に基づき分類した階層別に表5 - 8にまとめてみた。茶生産以外の所得源は、大きくは自家消費用農畜産物の一部販売(表中ではカッコ内の数字)、主として商業目的で生産する農畜産物の販売、不定期農外所得、定期農外所得の四つに分けられよう。先にも述べたが、ラガティ地域で自家消費と販売の両目的で生産されている農産物はキャベツ、トマト、じゃがいもが中心で、同様に生乳の販売も重要な位置を占める。これ以外には、さつまいもやヤマ芋などのほか、メイズや豆類、そして木材の販売も行われている。キャベツ、トマトは都市部における需要が高く、他地域で相対的に不作のときなどは、1ヵ月の茶生産所得をはるかに上回る収入を得ることができるので、主として商業目的でのこれら野菜生産に茶生産以上の意欲を注ぐ住民もすくなくない。商業目的での農業生産の中心地はラガティ地域ではなく、北部の旧ホワイト・ハイランド地域である。後者に入植した生産者が商業目的で行う活動の中心は、牧畜、すなわち生乳の販売や食用牛・羊などの販売である。農作物では小麦やメイズ、いんげん豆の生産が行われている。不定期農外所得の主たる形態は、自家農地外で臨時雇用労働に従事した場合の賃金所得であり、建設現場での労働やラガティ製茶工場での臨時雇用、また、他家農地で農業労働に従事した場合などがその具体例である。定期農外所得には、常雇労働から得られる月給、自営業所得(乗合マイクロバスの運行や商店経営など)のほか、年金所得や株式配当・利子、不動産賃貸料なども含まれる。

この表からは、38人のサンプル生産者世帯のうちで、純粋に茶生産からの所得にのみ依存するのが5人にすぎず、それ以外の33人の世帯では、ほかの何らかの方法で現金収入を得て茶生産所得を補うか、あるいは、茶生産所得を他の主要所得の足しにしていることがわかる。38世帯中26世帯では、主に自家消費用に生産される農畜産物の一部を販売し現金収入の足しにする、ということが行われているが、茶所得のみに依存する5世帯をはじめ、下層に位置する(つまり所有地規模が小さい)世帯ほど自家農地で生産される作物を消費以外の販売にまわすことは困難である。

商業目的である農畜産物を生産・販売して現金収入を得ている7人は、村外在住者で(ナイロビ在住者2人をのぞく)、彼らはかつてのホワイト・ハイランド地域に土地を購入し、そこで中規模な商業的

<sup>63</sup> Republic of Kenya(1998)pp.67-68.

農業を営んでいる。彼らのなかの4人は、さらに定期の俸給ないし事業所得を得ている。より上層に位置する彼らは、こうして定期農外所得をもって日々の生活を過ごすことができるので、茶生産からえる月々の所得からでは、雇った労働者への労賃払いさえ賄うことができればとりあえず支障はない。雇用労働者に茶園での作業をすべて任せ、月々の手取りが僅かなものとなっても、茶葉の生産量が多ければ年末に支払われる二次払いの金額は相当額に達する。この二次払いで得られるひとまとまりの所得をもって土地購入や、購入した土地での開発に投資することができ、実際にそうしてきた彼らの上層生産者の関心は、月々の一次払いよりもむしろこちらにある。

両極二層のあいだで中層に位置する生産者世帯では、茶生産所得とその他の所得源との組み合わせにはばらつきがみられる。茶生産所得を中心にしながら食用農畜産物の一部販売からのみ補填をしている世帯と、定期の農外所得をも持つ世帯とでは世代の差が背景にあると思われる。前者には主として賃労部門での就業を引退・既存した生産者が主に含まれ、後者にはまだ農外就業を引退していない生産者が中心に含まれる。

全体として、茶生産者の所得源の組み合わせの形態からは、次のような傾向を見て取ることができよう。それは、一方で下層の生産者ほど生活に必要な現金稼得を茶生産に依存し、またこれを補うためのその他の所得源も、食用農畜産物の一部販売が中心であるほかは不定期な農外就労など、概して不安定なものとなっているということ、しかし他方で、上層の生産者ほど安定的な所得源を複数に分けて持っており茶生産所得への依存度は低いという、茶生産所得はどちらかといえば生活の足しではなく投資活動の足しとしての意味を持っている、ということである。

数の上では前者が圧倒的に多いことは一目瞭然であるが、これら茶生産以外の所得が不安定・不定期である前者のタイプの生産者にとって、茶生産の月々の平均所得、また一次払い価格は、生産意欲を損ないはしても決して魅力的なものとはいえない。そればかりか、その価格体系はあたかも他の経済活動、なかんずく農外賃労働への従事を前提として成立しているかのようにさえ映る。一次払い価格の相対的値上げが生産者組合運動の中心的要求課題となり、農外部門での就労をやめて帰村・帰農し茶生産をはじめとする農業生産に専従し始めた生産者によって組合運動が主導されるのはそのためなのである。

茶生産所得が世帯経済に占める位置の違いや、他にどのような所得源(またその組み合わせ)を持つかの違いはまた、生産者が茶生産からの所得を直接・間接にどのようなことに利用し、どのような投資を実現し得てきたかという、支出ないし投資形態の違いにも明確に反映されてくる。サンプル生産者の世帯内で、茶生産開始後にその茶生産からの収入もまじえて行われた投資、あるいは支出の主な内容をまとめ、該当する生産者数の分布を階層別に示したものが表5 - 9である。

この表からは、上層の世帯においては先の表に見たような安定的な所得源があるために、茶生産からの所得を投じて土地を購入したり農業開発を行うことが可能であったこと、それが「商用農畜産物販売」というさらなる所得源の多様化を導いていることがわかる。彼らの主たる活動の場は、茶生産ではなくこれらの商業的農業経営が、農外就労(俸給職就業ないしは乗合バスの運行など)の方にある。いうまでもなく、茶生産の労働は賃労働に全面的に任されており、彼らはそれでも二次払いを投資のための資金として利用することができる。

土地など不動産投資は、中層においても8割以上の生産者によって実現されている。しかし、この

中層による不動産投資は上層におけるそれとは若干異なる。というのも、上層の3人の場合は購入した土地で農業開発のための投資も行い、商業的農業を営んでいるのに対し、2人による商店建設を除いた9人のうち半数以上(5人)については、現在まで未利用(未開拓)の状態、あるいは、ごくまれにガセフ村地域で農産物が不作であるときなどにしか利用されない状態で置かれているからである。これは下層における4人による不動産投資についても当てはまる(そのうち2人は購入した土地をまだ開拓・利用していない)。これらの土地は、長期的には子弟間で分割・相続するべくして購入されたのだが、子弟が独立し入植・開発を行うまでの当面のあいだに自分自身で投資・開発し農業を営むだけの余裕が、上層の生産者と違って中・下層の彼らにはないのである。彼らが購入するスプリンクラーなどの農機具は、主にガセフの農地で利用するためのものである。

一方で、下層生産者の間で、衣服や日用品の購入を挙げた生産者の数が、上層・中層をはるかに上回って多いことや、上層ではこうした日用品よりも自動車の購入や電気・電話などの整備に所得が投じられてきていることなどは、両層間で日々の生活における金銭的ゆとりには大きな格差があることを示す。先の表とを併せ見ると、とくに下層の世帯では生活における種々の必要を大きく茶生産所得に依存しているだけでなく、それでもまだ不足する状況があるだろうことをうかがい知ることができる。上層では4人中4人ともが、また中層では半数以上が、土地の購入や商店建設などの不動産投資とそこでの開発に資金を投じてきたが、21人の下層生産者のあいだでは、これらの投資を実現できた生産者は半数に満たない(それぞれ19%、38%)。また土地を購入した4人のうち2人は、中層の場合と同様、購入後も土地は未開拓・未利用で、独立した子弟が入植し利用し始めるまで手つかずの状態のままにおかれる可能性が高い。これらの下層に位置する生産者の間では、日常必需品の購入や家屋の建設・修復といった日常生活に必要な出費をのぞくと、茶生産所得をはじめとする現金収入をもちいての主要な「投資」先は子弟の教育なのである。

この子弟教育が主たる資金の投入先であるという中・下層において顕著な傾向は、多くは子弟への相続がもつぱらの目的で行われる不動産投資の傾向と次の点で共通するといえる。それは、これらの投資ないし支出が経済収益を得ることを目的としているよりは、次世代が継承でき、中・長期的に暮らしの拠り所のできるものの確保が念頭に置かれている、という点においてである。茶生産者の多くにとっては、いってみればこれら「次世代への投資」という形での学費支払いや土地購入が、実現可能な支出・投資の中心となっている。

今日、長期にわたりケニア経済が停滞し、国内的には消費者物価の上昇が、また国際的にはシリングの相場下落による紅茶販売収益の下落と投入財輸入額の高騰が、生産者の生活を圧迫する要因としてあるなかで、生産者がそれら次世代への投資を茶生産からの所得だけで確保することはますます困難かつ不可能となっている。それは、生産者やその世帯員が自家消費用の農産物を生産し、その一部を販売しながら、さらには不定期、ないし定期的就労所得で補填しながら、彼らが日々の生活をやりくりすることでようやく維持されているのである。実際に、11月から12月上旬に二次払い額が口座に振り込まれると、12月末には親たちが銀行に出入りし次年度の学費の支払いを一斉に行う光景が町では見受けられる。このとき茶生産者の中には、二次払いの所得をもってしても学費の支払いに足りず、その不足を補うべく融資を受ける者も少なくはないのである。

こうしてみると、このように次世代に教育を施し、継承すべき資産として土地を購入するという投

資性向については、二つの見方が可能である。一つは、所得や現金収入という結果的側面から見て、生産者による子弟の教育や相続に不足する土地の購入は茶生産からの所得があつてこそ可能となつてきた、という見方である。実際のところ、多くの中・下層の人々は、日々の生活で茶生産からの現金収入に拠っており、これなしには子弟の教育さえままならなくなる可能性も高い。しかし他方で、生産・労働過程の側面からみれば、生産者世帯において土地や教育への投資が強く志向され、その投資への志向がいわば根底の原動力となることで、茶生産は、他の複数の経済活動とともに初めて維持されてきた、ともいえる。小農部門茶産業が発展してきたという事実と、それが当該農村社会においては、次世代への投資を最優先の投資課題とし、それを志向する生産者によって多様な経済活動の中で維持され発展的に継承されてきたという事実は、いわば同じコインの裏表をなすことといえよう。

表5 - 1 ガセフ村サンプル生産者の栽培開始年代別茶園面積分布(1998 / 1999年) (単位:人)

茶園面積(エーカー) 栽培開始年代	0.5未満	0.5以上 1.0未満	1.0以上 2.0未満	2.0以上 3.0未満	3.0以上 4.0未満	4.0以上 5.0未満	合計	平均面積 (エーカー)
1950年代	0	0	5	1	0	0	6	1.45
1960年代	1	3	5	1	0	2	12	1.65
1970年代	2	2	3	1	0	0	8	0.98
1980年代	4	3	2	0	0	0	9	0.60
1990年代	1	2	0	0	0	0	3	0.50
合計	8	10	15	3	0	2	38	1.14

出所:筆者作成。

表5 - 2 ガセフ村サンプル生産者の所有地面積別茶園面積分布(1998 / 1999年) (単位:人)

所有地面積(エーカー) 茶園面積(エーカー)	0以上 3未満	3以上 7未満	7以上 10未満	10以上 20未満	20以上 50未満	50以上 80未満	合計
0.5未満	4	2	0	2	0	0	8
0.5以上1.0未満	5	4	0	0	0	1	10
1.0以上2.0未満	0	6	2	5	0	2	15
2.0以上3.0未満	0	0	0	2	1	0	3
3.0以上4.0未満	0	0	0	0	0	0	0
4.0以上5.0未満	0	0	0	2	0	0	2
合計	9	12	2	11	1	3	38

出所:筆者作成。

表5 - 3 ガセフ村サンプル生産者の所有地面積別にみた茶園占有率の分布(1998 / 1999年) (単位:人)

所有地面積(エーカー) 茶園占有率(%)	0以上 3未満	3以上 7未満	7以上 10未満	10以上 20未満	20以上 50未満	50以上 80未満	合計
10未満	0	2	0	3	1	3	9
10以上20未満	1	4	2	5	0	0	12
20以上30未満	4	3	0	2	0	0	9
30以上40未満	1	2	0	1	0	0	4
40以上50未満	0	1	0	0	0	0	1
50以上60未満	2	0	0	0	0	0	2
60以上70未満	0	0	0	0	0	0	0
70以上80未満	0	0	0	0	0	0	0
80以上90未満	1	0	0	0	0	0	1
合計	9	12	2	11	1	3	38

出所:筆者作成。

表5 - 4 サンプル生産者の茶園規模別にみた労働力の利用形態（1998 / 1999年）（単位：人）

労働力利用 茶園面積(エーカー)	雇用労働者のみ	雇用労働者及び家族		家族労働力のみ	合計
		雇用労働者中心	家族中心		
0.5未満	1	1	1	5	8
0.5以上1.0未満	2	3	2	3	10
1.0以上2.0未満	3	6	6	0	15
2.0以上3.0未満	0	3	0	0	3
3.0以上4.0未満	0	0	0	0	0
4.0以上5.0未満	1	1	0	0	2
合計	7	14	9	8	38

出所：筆者作成。

表5 - 5 サンプル生産者の年齢層別にみた茶園での労働力利用形態(1998 / 1999年)（単位：人）

年齢層	労働力利用 雇用労働者のみ	雇用労働者及び家族		家族労働力のみ	合計
		雇用労働者中心	家族中心		
70代	0	2	3	1	6
60代	4	6	2	0	12
50代	3	4	3	2	12
40代	0	1	0	1	2
30代	0	1	1	4	6
合計	7	14	9	8	38

出所：筆者作成。

表5 - 6 サンプル生産者の茶園における雇用労働力の利用形態(1998 / 1999年)

(単位：人)

常雇労働者のみ	2
常雇労働者及び臨雇労働者	11
臨雇労働者のみ	17
合計	30

出所：筆者作成。

表5 - 7 労働力利用の形態別にみた実質所得の例（1997 / 1998年）（単位：ケニアシリング[ Ksh. ]）

		月極め払いでの常 雇労働のみを利用 する生産者の事例	出来高払いでの臨雇労働のみ を利用する生産者の事例		家族労働のみを利用する生産者の事例		
		(1) <sup>1</sup>	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
一次払い	茶園面積 (エーカー)	2.75	1.0	0.75	0.5	0.25	0.75
	1997 / 98年の 茶葉生産量(kg)	2,853 + 2,869.5	1,898	1,236.5	1,769	4,230	2,027.5
	支払い総額 @Ksh. 5.13/kg <sup>1</sup>	29,356.425	9,736.74	6,343.245	9,074.97	21,699.9	10,401.075
	基本天引き額 <sup>2</sup> ・10c/kg ・3%	573.25 880.69275	189.8 292.1022	123.65 190.29735	176.9 272.2491	423.0 650.997	202.75 312.03225
	労賃払い <sup>3</sup>	Ksh. 1,800/月 × 12 = 21,600	6,510.14	6,241.195	0	0	0
	実質所得(A)	6,303.48	2,744.69	1,788.10	8,625.82	20,625.903	9,866.293
	月平均所得(a)	525.29	228.72	149.01	718.82	1,718.83	823.86
二次払い	支払総額 @Ksh. 19.37/kg <sup>4</sup>	110,844.825	36,764.26	23,951.005	34,265.53	81,935.1	39,272.675
	基本天引き ・3%	-3325.34	-1,102.9278	-718.53015	-1,027.9659	-2,458.053	-1,178.18
	実質所得(B)	107,519.48	35,661.33	23,232.47	33,237.56	79,477.05	38,094.49
	月平均所得(b)	8,959.96	2,971.78	1,936.04	2,769.80	6,623.09	3,174.54
合計	年間所得(A + B)	113,822.96	38,406.02	25,020.57	41,863.38	100,10.95	47,980.78
	月平均所得(a + b)	9,485.25	3,200.50	2,085.05	2,488.62	8,341.92	3,998.40
	茶生産以外の 所得税	農産物販売 (生乳・キャベツ)	農産物販売 (生乳、 園芸作物)	農産物販売 (生乳・小麦 ・羊肉ほか) 給与(学校長)	農産物販売 (キャベツ)	農産物販売 (キャベツ) 給与 (ラガティ製茶 工場労働者)	農産物販売 (キャベツ・ 生乳) 臨雇所得 (建設現場や マタツ車掌)

<sup>1</sup>: 1997年7月から1998年1月までは4.5シリング/kgであったが、2月より6.0シリング/kgに値上げされたので、平均額として5.13シリング/kgで計算。

<sup>2</sup>: 基本天引き額のうち10セント/kgは管理手数料で、総額の1%は道路整備料、2%は政府の課税による物品税。この天引き額以外にも、肥料を購入している生産者の支払いからは肥料代金が、また二次払いからは茶生産者信用組合からのローン返済金が天引きされるが、ここでは事業内で全生産者共通に課される天引き額のみを計算した。

<sup>3</sup>: 茶生産者が雇用する労働者に出来高(摘み取った茶の重量)によって支払う場合、当地における支払い額の相場は、1998年1月まで(茶葉価格がKsh4.5/kgの期間)はKsh3.0/kgであり、2月以降はKsh4.5/kgであるので、ここでは平均額としてKsh3.43/kgで計算。

<sup>4</sup>: 紅茶は製茶工場ごとに別々に販売され会計も独立しているので、KTDA事業における1997/1998年度二次払い額の全国平均がKsh17.04であった一方で、ラガティ製茶工場では13.97シリング/kgの二次払いが実現された。KTDA(1999a)

<sup>5</sup>: の生産者の世帯では、2カ所に分けて茶園があり、それぞれについて夫婦が個別のライセンス・登録ナンバーを持っているので、その合計について計算した。

出所：筆者作成。



表5 - 8 茶生産者世帯における現金所得源の組み合わせ形態：階層別にみた分布<sup>\*1</sup>(1998 / 1999年)

(単位：人)

所有地規模にみる階層(エーカー) 所得源の組み合わせ形態	下層 (0以上7未満)	中層 (7以上20未満)	上層 (20以上80未満)	合計
茶生産所得のみ	11 (7)	5 (4)	0	16 (11)
茶生産所得 + 商用農畜産物販売	1 (0)	2 (1)	0	3 (1)
茶生産所得 + 不定期農外所得	3 (2)	1 (0)	0	4 (2)
茶生産所得 + 定期農外所得	6 (5)	4 (3)	1 (1)	11 (9)
茶生産所得 + 定期農外所得 + 商用農畜産物販売	0	1 (0)	3 (3)	4 (3)
合計	21 (14)	13 (8)	4 (4)	38 (26)

<sup>\*1</sup>：カッコ内は、自家農地で主として自家消費用に生産する農畜産物の一部をしばしば販売にまわすと答えた世帯の数。この種の活動は階層の違いによらず多くの世帯で、主として女性によって営まれることが一般的である。同地域では生乳、キャベツ、トマト、豆類、じゃがいも、人参などが、自家消費用と販売用の両目的で生産されている。

出所：筆者作成。

表5 - 9 サンプル生産者世帯における主な支出 / 投資項目の階層別分布<sup>\*1</sup>(1998/1999年)

(単位：人)

所有地規模にみる階層 主な投資 / 支出項目	下層 (21人)	中層 (13人)	上層 (4人)	合計 (38人)
家屋以外の不動産投資(土地購入・商店建設など)	4	10	4	18
農業開発(耕起、灌漑設備、農業投入財購入など)	8	7	4	19
家畜	5	2	0	7
自動車(商用マタトゥあるいは自家用車)	1	2	3	6
家屋建設 / 修復	11	5	2	18
子弟の教育費	13	10	3	26
家屋の電気あるいは電話	2	1	3	6
態様電池パネル	2	0	1	3
自転車	4	1	1	6
衣服・食糧など日常必需品	13	3	1	17

<sup>\*1</sup>：茶樹栽培開始後の主要な支出項目ないし投資項目についていくつでも解答してもらい、各項目について、それを受けた生産者数を合計した数を示している。

出所：筆者作成。

## 6. 結論：契約栽培制度の可能性と限界

これまでの開発議論において、サブ・サハラ・アフリカ諸国における農村貧困層は、伝統的な経済社会のなかにあって未開ないしは停滞的なイメージで捉えられるか、あるいは、ただ外国資本に剥奪・搾取された存在で、援助の客体・受益者といった受動的な側面を強調する捉え方が支配的であった。こうした見方が優勢であるなかでは、社会の成員が自発的に外部環境に働きかけ内発的な開発・発展の道を開くという可能性の要素を見出すことはできない。契約栽培制度についての研究にも、制度の利点を強調して生産者はその受益者としてのみならず、契約栽培制度を小農民搾取の手段として批判的にみるかのいずれかが大勢を占めていた。

小農生産者の主体性に着目し、生産者が契約栽培事業にどのように主体的に関与しているのか、事業発展の過程を生産者の視点から捉え直すこの試みによって、内発的で持続可能な発展の可能性をしめす要素を掘り起こすことができ、その成果は援助活動においてより戦略的な取り組みを可能とするだろう。こうした視点にたつて4.、5.で行った考察を、2章で提起した課題に照らしてみると、ここでは以下の四点が本研究の結論として指摘できるだろう。

第一に、小農部門における紅茶生産の躍進と、その結果としての紅茶産業における小農部門の優位の確立、また有数の茶産国としてのケニアの地位の確立は、契約栽培制度にもとづくKTDA事業に固有の産業組織によって支えられ実現されてきたのであり、そこではとりわけ、国家資本としてのKTDAを通じて果たされた政府の役割が重要であった。その中心的な役割は、資本と技術を調達し小農生産に充当した点、小農部門における投資(製茶工場建設と小農生産者による所有)を外資系大農部門との競合において保護した点、生産者による製茶工場の所有と事業運営への参加を制度化し充実させてきた点に見出すことができる。

この点から導かれる契約栽培制度の可能性としては、作物やそれが生育する一定の自然条件に適合的であり、なおかつ、生産者が主体的に参加できるような制度環境が整備されるなら、契約栽培制度は農業生産者という主体を育成し、生産者が主導する農村事業を育成するための制度枠組みとして有効たり得る、ということが指摘できよう。これが本研究の第二の論点である。契約栽培制度は、事業開始の初期には信用供与や技術指導によって小農生産の資本への包摂を媒介するが、国家のしかるべき役割によって生産者による取り組みをサポートする体制が整えられさえすれば、アグリビジネス主導の統合ではなく、農業生産者が主導する下からの統合を実現する土台を形成しうるのである。

しかしながら、こうした契約栽培事業が長期的に持続可能なものであるためには、第三の論点として、生産者組合の存在・機能が重要であることを指摘しておく必要がある。初期には政府の主導や保護下で開始される契約栽培事業を、長期的には生産者の主導する事業として育成し発展させていくことを念頭に置けば、事業組織とは独立の自治組織・監視機構として、また事業運営への参加の場、内発性の発現機会として、生産者による組合運動をみとめ、その自発性・自立性を尊重することが必須なのである。トップ・ダウン式の組織形成は生産者の主体性を損なう危険性が高く、長期的な安定的発展を展望することはできないであろう。

最後に、このような試みを持続可能なものとするうえでは、今日の世界経済における分業構造、ひいては農業生産に不利な交易条件が最も大枠の制約条件としてある。契約栽培制度それ自体には、上述のような可能性が潜在するにもかかわらず、現代の国際貿易環境において利益配分は農業生産者に

不利であり、たとえ小農生産者を中心主体とする農村事業が興っても、それが国家の統制や保護なしに国際競争の中で生き残っていくことは極めて難しい。過去の多くの論者が契約栽培に携わる生産者について資本に従属し搾取される存在とみるのは、まさにこの点を重視するからなのであり、まさに民営化が実現しようとしているKTDA事業において、あらたな小農部門の保護枠として生産者組織がトップ・ダウン式に形成されているのも、世界経済には依然として不平等を構造化させる諸力が作用している現実をKTDA幹部が直視するからなのである。こうした制約ゆえに、契約栽培事業の基盤確立期には政府の果たす役割が一層重要となってくるのである。

## 【参考文献リスト】

- Anyang' Nyong'o, P. (1981) "The Development of a Middle Peasantry in Nyanza", *Review of African Political Economy*, Vol.1, No.4.
- Barcley, A. H. (1977) *The Mumias Sugar Project: A Study of Rural Development in Kenya*, (Ph. D. Thesis, Columbia University, 1977)
- Berg-Schlosser, D. (1984) *Tradition and Change in Kenya: A Comparative Analysis of Seven Major Ethnic Groups*. (Ferdinand Schoningh: Munchen).
- Bernstein, H. (1979) "African Peasantries: A Theoretical Framework". *The Journal of Peasant Studies*, Vol. 6, No. 4.
- Buch-Hansen, M. (1980) *Agro-Industrial Production and Socio-Economic Development; Case Study of KTDA Small Holder Tea Production in Buret, Western Kenya*. Working Paper No. 15. (The Institute of Geography, Socio-Economic Analysis and Computer Science: Roskilde).
- Buch-Hansen, M., & Marcussen, H. S. (1982) "Contract Farming and Peasantry: Cases from Western Kenya", *Review of African Political Economy*, No. 23.
- Buch-Hansen, M., and Kieler, J. (1983) "The Development of Capitalism and The Transformation of the Peasantry in Kenya", *Rural Africana*, Vol. 15, No. 16.
- Bulow, V. D., and Sorensen, A. (1988) *Gender Dynamics in Contract Farming: Women's Role in Smallholder Tea Production in Kericho District, Kenya*. Center for Development Research (CDR) Project Paper 88.1
- Carr, S. J. (1993) *Improving Cash Crops in Africa: Factors Influencing the Productivity of Cotton, Coffee and Tea Grown by Smallholders*, World Bank Technical Paper No. 216. The World Bank.
- Cliffe, L (1977) "Rural Class Formation in East Africa", *The Journal of Peasant Studies*, Vol. 4, No. 2, pp. 195-224.
- Curry, K., and Ray, L. (1986) "On the Class Location of Contract Farmers in the Kenyan Economy", *Economy and Society*, Vol. 15-No. 4.
- Curry, K., and Ray, L. (1987) "The Kenya State, Agribusiness and the Peasantry", *Review of African Political Economy*, No. 38.
- Etherington, D. M. (1973) *Smallholder Tea Production in Kenya: An Economic Study*. East Africa Literature Bureau: Nairobi.
- Glover, D. J. (1984) "Contract Farming and Smallholder Outgrower Schemes in Less-Developed Countries.", in *World Development*, Vol. 12, No. 11/12.
- Glover, David J. (1987) "Increasing the Benefits to Smallholders from Contract Farming: Problems for Farmers' Organisations and Policy Makers.", in *World Development*, Vol. 15, No. 4.
- Glover, D. J. (1989) "Preface" and "Conclusions", *Eastern Africa Economic Review, Special Issue on Contract Farming and Smallholder Outgrower Schemes in Eastern and Southern Africa*, August.
- Green, D. G. (1983) *Kenya: Growth and Structural Change*, Vol. 2. The World Bank: Washington, D. C.

- Grosh, B. (1992) "Contract Farming in Africa: Why, Where, When, and How" in World Bank, 1992, *Robert S. McNamara Fellowship Program Tenth Anniversary Publication 1982-1992*. Economic Development Institute of the World Bank.
- Grosh, B. (1994) "Contract Farming in Africa: an Application of the New Institutional Economics", *Journal of African Economics*, Vol. 3, No. 2.
- Hyden, G. (1980) *Beyond Ujamaa in Tanzania: Underdevelopment and an Uncaptured Peasantry*. (London: Heinemann).
- International Tea Committee (1996a), *Annual Bulletin of Statistics 1996*. London.
- International Tea Committee (1996b), *World Tea Statistics 1910-1990*. London.
- International Tea Committee (1997), *Supplement to Annual Bulletin of Statistics 1996*. London.
- Kenya Small Scale Tea Growers' Association (1998) *Constitution, Rules and Regulations*.
- Kenya Tea Development Authority (1987), *Annual Report and Statement of Accounts 1986-1987*.
- Kenya Tea Development Authority (1990) *Annual Report and Statement of Accounts 1989-1990*.
- Kenya Tea Development Authority (1998a) *Board Report on Final Phase of Liberalization and Re-structuring of the Small-holder Tea Sub-Sector Privatization of KTDA*.
- Kenya Tea Development Authority (1998b) *Progress Report and Clarifications on Liberalization and Restructuring of the Small-holder Tea Sub-Sector*.
- Kenya Tea Development Authority (1990) *Annual Report and Statement of Accounts 1989-1990*.
- Kenya Tea Development Authority (1999a) *K. T. D. A. Hectare, Greenleaf, Prices and Projections*. Nairobi.
- Lamb, G. and Muller, L. (1982) *Control, Accountability, and Incentives in a Successful Development Institution: The Kenya Tea Development Authority*. World Bank Staff Working Papers No.550. The World Bank, Washington, D. C.
- Leys, C. (1971) "Politics in Kenya: The Development of Peasant Society". *British Journal of Political Science*, Vol. 1.
- Little, P.D. and Watts, M. J. (1994) *Living under Contract: Contract Farming and Agrarian Transformation in Sub-Saharan Africa*. (The University of Wisconsin Press).
- Mulaa, J. (1981) "The Politics of a Changing Society: Mumias" *Review of African Political Economy*. Vol. 20.
- Muriuki, G. (1974) *A History of The Kikuyu 1500-1900*. (Oxford University Press: Nairobi).
- National Christian Council of Kenya (1968) *Who Controls Industry in Kenya? Report of a Working Party*. East African Publishing House: Nairobi.
- Ng'anga, D. M. (1981) "What is Happening to the Kenyan Peasantry?", *Review of African Political Economy*, Vol. 1, No. 4.
- Njonjo, A. L. (1981) "The Kenyan Peasantry: A Re-Assessment", *Review of African Political Economy*, Vol. 1, No. 4.
- Republic of Kenya (1990) *Statistical Abstract 1990*. Central Bureau of Statistics (CBS); Nairobi.
- (1992) *Economic Survey 1992*. CBS; Nairobi.
- (1996) *Statistical Abstract 1996*. CBS; Nairobi.

- (1997a) Kenya Gazette Supplement, No. 48, Legislative Supplement No. 33, The Agricultural Act (Cap. 318), *The Kenya Tea Development Authority Order*. Government Printer: Nairobi.
- (1997b) *Nyeri District Development Plan 1997-2001*. The Government Printer: Nairobi.
- (1997c) *Statistical Abstract 1996*. Central Bureau of Statistics: Nairobi.
- (1998) *Economic Survey 1998*. CBS: Nairobi.
- (1999) *Sessional Paper No. 2 of 1999 on the Liberalization and Restructuring of the Tea industry: Reforms in the Tea Board of Kenya and Privatization of the Kenya Tea Development Authority*. Ministry of Agriculture: Nairobi.
- Special Crops Development Authority (1961) *Annual Report 1961*. Kenya National Archives, Tea/10.
- Steeves, J. (1975) *The Politics and Administration of Agricultural Development in Kenya : the Kenya Tea Development Authority*. (Ph. D. Thesis, University of Toronto)
- Tea Board of Kenya (n. d.) (a) *Facts on Kenya Tea*.
- The Tea Board of Kenya (n. d.) (b) *Kenya Tea Industry - General Statistics 1963-1987*.
- Waino, A. E. Jr. (1968) "A Geography of the Tea Industry in Kenya". (M. A. Thesis, Syracuse University)
- Watts, M. J. (1994) "Life under Contract: Contract Farming, Agrarian Restructuring, and Flexible Accumulation". in Little, P. D. and Watts, M. J. (eds) *Living under Contract: Contract Farming and Agrarian Transformation in Sub-Saharan Africa*. The University of Wisconsin Press.
- Williams, S. (1985a) "Agribusiness and the Small-Scale Farmer: A Dynamic Partnership for Development". in Williams S. and Karen R. *Agribusiness and the Small-Scale Farmer: A Dynamic Partnership for Development*. Westview Press: Boulder.
- Williams, S. (1985b) "Interaction Between Agribusiness and the Small-Scale Farmer: An Inventory of Experience in Less-Developed Countries". in Williams, S., and Karen, R., *Agribusiness and the Small-Scale Farmer; A Dynamic Partnership for Development*. Westview Press: Boulder.
- 大倉三和( 1995 )「ケニア資本主義発展論争の再検討 - あるアグリビジネスにみる契約栽培制度の事例から - 」『アフリカ研究』第 46 号( 日本アフリカ学会 )
- グローバー・D., クスタラー・K.( 1992 )『アグリビジネスと契約農業』( 中野一新監訳, 大月書店 )
- 国際農林業協力協会( 1996 )『ケニアの農林業 現状と開発の課題』
- 半澤和夫( 1993 )「ケニアにおける商業的農業の発達とその特徴」児玉谷史郎編『アフリカにおける照合的農業の発展』アジア経済研究所
- プレスリー, C. A.( 1999 )『アフリカの女性史 - ケニア独立闘争とキクユ社会』( 富永智津子訳, 未来社 )